



# 埼玉県報

第525号  
令和6年(2024年)  
6月21日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則（県立学校人事課）

### 告示

- 令和2年度調達職員用パーソナルコンピュータ Windows 11 対応業務委託に関する入札公告（情報システム戦略課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合の定款変更認可（農村整備課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 事務所の所在地が確知できないサービス付き高齢者向け住宅登録事業者の公告（住宅課）
- 県道川越所沢線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道川越入間線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道川越栗橋線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道川越栗橋線の道路の占用を制限する区域の指定（川越県土整備事務所）
- 県道東大久保ふじみ野線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定の取消し（越谷建築安全センター）
- 上尾市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決（選挙管理委員会）
- 住民監査請求に係る監査結果の公表（監査第一課）

# 規 則

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月二十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

## 埼玉県教育委員会規則第四号

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校通則（昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

ように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

名 称	課 程	学 科	男・女 ・共学 の別	生 徒 定 員				
				1年	2年	3年	4年	計
埼玉県立浦和高等学校	全日制	普通科	男	1,080				
	定時制	普通科	男	40	40	40	40	160
埼玉県立熊谷高等学校	全日制	普通科	男	960				
	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立川越高等学校	全日制	普通科	男	1,080				
埼玉県立春日部高等学校	全日制	普通科	男	360	360	360		1,080
	定時制	普通科	共	80	80	80	80	320
埼玉県立松山高等学校	全日制	普通科	男	280	280	280		840
		理数科	男	40	40	40		120
埼玉県立川口高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
埼玉県立浦和第一女子高等学校	全日制	普通科	女	360	360	360		1,080
	定時制	普通科	女	40	40	40	40	160
埼玉県立熊谷女子高等学校	全日制	普通科	女	320	320	320		960
埼玉県立川越女子高等学校	全日制	普通科	女	360	360	360		1,080
埼玉県立進修館高等学校	全日制	総合学科	共	600				
		電気システム科	共	40	40	40		120
		情報メディア科	共	40	40	40		120
		ものづくり科	共	40	40	40		120
埼玉県立春日部女子高等学校	全日制	普通科	女	240	240	240		720
		外国語科	女	40	40	40		120
埼玉県立松山女子高等学校	全日制	普通科	女	320	320	320		960
埼玉県立深谷第一高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280		840
埼玉県立鴻巣女子高等学校	全日制	普通科	女	80	80	80		240
		保育科	女	40	40	40		120
		家政科学科	女	40	40	40		120
埼玉県立誠和福祉高等学校	全日制	総合学科	共	240				
		福祉科	共	240				
埼玉県立常盤高等学校	全日制	看護科	共	80	80	80		240
	専攻科	看護専攻科	共	80	80			160
埼玉県立浦和西高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080

		ス科						
埼玉県立八潮高等学校	全日制	普通科	共			160		160
埼玉県立川口北高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080
埼玉県立上尾鷹の台高等学校	全日制	普通科	共					600
埼玉県立志木高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
埼玉県立所沢北高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
		理数科	共	40	40	40		120
埼玉県立日高高等学校	全日制	普通科	共	160	160	160		480
埼玉県立深谷高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
埼玉県立栗橋北彩高等学校	全日制	普通科	共					560
埼玉県立越谷南高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
		外国語科	共	40	40	40		120
埼玉県立北本高等学校	全日制	普通科	共	160	160	160		480
埼玉県立川越南高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080
埼玉県立熊谷西高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280		840
		理数科	共	40	40	40		120
埼玉県立三郷高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
埼玉県立草加南高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
		外国語科	共	40	40	40		120
埼玉県立大宮武蔵野高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
埼玉県立富士見高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
埼玉県立滑川総合高等学校	全日制	総合学科	共					840
埼玉県立羽生第一高等学校	全日制	普通科	共	160	160	160		480
埼玉県立上尾南高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
埼玉県立新座柳瀬高等学校	全日制	普通科	共					600
埼玉県立春日部東高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
		人文科	共	40	40	40		120
埼玉県立白岡高等学校	全日制	普通科	共	160	160	160		480
埼玉県立杉戸高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280		840
埼玉県立川口東高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280		840
埼玉県立浦和北高等学校	全日制	普通科	共					960
埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校	全日制	普通科	共					640
埼玉県立鷺宮高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280		840
埼玉県立朝霞西高等学校	全日制	普通科	共	320	320	360		1,000
埼玉県立川越西高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
埼玉県立所沢西高等学校	全日制	普通科	共	320	320	360		1,000
埼玉県立坂戸西高等学校	全日制	普通科	共					960
埼玉県立妻沼高等学校	全日制	普通科	共	120	120	120		360

埼玉県立不動岡高等学校	全日制	普通科	共					1,080
埼玉県立本庄高等学校	全日制	普通科	共					960
		普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立飯能高等学校	全日制	普通科	共					840
		普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立越ヶ谷高等学校	全日制	普通科	共					960
		普通科	共	40	80	80	80	280
埼玉県立久喜高等学校	全日制	普通科	女	280	280	280		840
		普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立小川高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
		普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立秩父高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
埼玉県立大宮高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
		理数科	共	40	40	40		120
埼玉県立小鹿野高等学校	全日制	総合学科	共					360
埼玉県立蕨高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
		外国語科	共	40	40	40		120
埼玉県立草加高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080
埼玉県立朝霞高等学校	全日制	普通科	共					960
		普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立岩槻高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280		840
		国際文化科	共	40	40	40		120
埼玉県立蓮田松韻高等学校	全日制	普通科	共					600
埼玉県立越谷北高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
		理数科	共	40	40	40		120
埼玉県立坂戸高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
		外国語科	共	40	40	40		120
埼玉県立吉川美南高等学校	全日制	総合学科	共					360
		総合学科	共					640
埼玉県立桶川高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280		840
埼玉県立和光高等学校	全日制	普通科	共			160		160
埼玉県立越生高等学校	全日制	普通科	共	80	80	80		240
		美術科	共	40	40	40		120
埼玉県立新座高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
埼玉県立ふじみ野高等学校	全日制	普通科	共	160	160	120		440
		スポーツサイエン	共	80	80	80		240

		科						
埼玉県立川口工業高等学校	全日制	機械科	共	80	80	80		240
		電気科	共	80	80	80		240
		情報通信科	共	80	80	80		240
	定時制	工業技術科	共					
埼玉県立浦和工業高等学校	全日制	電気科	共			40		40
		機械科	共			80		80
		設備システム科	共			40		40
		情報技術科	共			40		40
埼玉県立狭山工業高等学校	全日制	機械科	共	80	80	80		240
		電気科	共	40	40	40		120
		電子機械科	共	80	80	80		240
埼玉県立大宮工業高等学校	全日制	機械科	共	80	80	80		240
		電気科	共	40	40	40		120
		建築科	共	80	80	80		240
		電子機械科	共	80	80	80		240
	定時制	工業技術科	共					
埼玉県立久喜工業高等学校	全日制	電気科	共	40	40	40		120
		工業化学科	共	40	40	40		120
		機械科	共	80	80	80		240
		環境科学科	共	40	40	40		120
		情報技術科	共	40	40	40		120
埼玉県立春日部工業高等学校	全日制	機械科	共	80	80	80		240
		建築科	共	80	80	80		240
		電気科	共	80	80	80		240
埼玉県立熊谷工業高等学校	全日制	電気科	共	40	40	40		120
		建築科	共	40	40	40		120
		土木科	共	40	40	40		120

埼玉県立越谷西高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960	
埼玉県立大宮東高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720	
		体育科	共	80	80	80		240	
埼玉県立南稜高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960	
		外国語科	共	40	40	40		120	
埼玉県立桶川西高等学校	全日制	普通科	共	160	160	160		480	
埼玉県立所沢中央高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960	
埼玉県立草加東高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960	
埼玉県立三郷北高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720	
埼玉県立庄和高等学校	全日制	普通科	共	160	160	160		480	
埼玉県立松伏高等学校	全日制	普通科	共	160	160	160		480	
		音楽科	共	40	40	40		120	
埼玉県立岩槻北陵高等学校	全日制	普通科	共			160		160	
埼玉県立大宮南高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080	
埼玉県立狭山清陵高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600	
埼玉県立越谷東高等学校	全日制	普通科	共	280	320	280		880	
埼玉県立宮代高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600	
埼玉県立浦和東高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960	
埼玉県立上尾橘高等学校	全日制	普通科	共	160	160	160		480	
埼玉県立川越初雁高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600	
埼玉県立入間向陽高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960	
埼玉県立草加西高等学校	全日制	普通科	共	280	240	240		760	
埼玉県立川口青陵高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280		840	
埼玉県立伊奈学園総合高等学校	全日制	普通科	共	800	800	800		2,400	
埼玉県立芸術総合高等学校	全日制	美術科	共						120
		音楽科	共						120
		映像芸術科	共						120
		舞台芸術科	共						120
埼玉県立川越工業高等学校	全日制	デザイン科	共	40	40	40		120	
		建築科	共	40	40	40		120	
		機械科	共	80	80	80		240	
		電気科	共	40	40	40		120	
		化学科	共	80	80	80		240	
	定時制	普通科	共						160
	工業技術	共						280	

		会計科	共	40	40	40		120
		情報処理科	共	80	80	80		240
埼玉県立熊谷農業高等学校	全日制	食品科学科	共	40	40	40		120
		生物生産工学科	共	80	80	80		240
		生活技術科	共	40	40	40		120
		生物生産技術科	共	80	80	80		240
		生物生産技術科	共	40	40	40		120
埼玉県立杉戸農業高等学校	全日制	園芸科	共	40	40	40		120
		造園科	共	40	40	40		120
		食品流通科	共	40	40	40		120
		生活技術科	共	40	40	40		120
		生物生産工学科	共	40	40	40		120
埼玉県立川越総合高等学校	全日制	総合学科	共					720
埼玉県立与野高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080
埼玉県立鴻巣高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
		商業科	共	80	80	80		240
埼玉県立所沢高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080
	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立上尾高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
		商業科	共	120	120	120		360
	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立寄居城北高等学校	全日制	総合学科	共					600
埼玉県立豊岡高等学校	全日制	普通科	共					960
埼玉県立鳩山高等学校	全日制	普通科	共			120		120
		情報管理科	共			40		40
埼玉県立八潮南高等学校	全日制	普通科	共	80	80	80		240
		商業科	共	80	80	80		240
		情報処理科	共	80	80	80		240

		機械科	共	80	80	80		240
		情報技術科	共	40	40	40		120
埼玉県立三郷工業技術高等学校	全日制	機械科	共	40	40	40		120
		電子機械科	共	40	40	40		120
		電気科	共	40	40	40		120
		情報技術科	共	40	40	40		120
		情報電子科	共	40	40	40		120
埼玉県立深谷商業高等学校	全日制	商業科	共	160	160	160		480
		会計科	共	40	40	40		120
		情報処理科	共	80	80	80		240
埼玉県立幸手桜高等学校	全日制	総合学科	共					600
埼玉県立岩槻商業高等学校	全日制	商業科	共	80	80	80		240
		情報処理科	共	80	80	80		240
埼玉県立浦和商業高等学校	全日制	商業科	共	200	200	200		600
		情報処理科	共	80	80	80		240
埼玉県立大宮商業高等学校	全日制	商業科	共	200	200	200		600
		普通科	共	40	40	40	40	160
	定時制	商業科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立熊谷商業高等学校	全日制	総合ビジネス科	共	200	200	200		600
埼玉県立皆野高等学校	全日制	商業科	共			40		40
		情報処理科	共			40		40
埼玉県立所沢商業高等学校	全日制	情報処理科	共	80	80	80		240
		国際流通科	共	80	80	80		240
		ビジネス会計科	共	40	40	40		120
埼玉県立狭山経済高等学校	全日制	流通経済科	共	80	80	80		240

		科						
埼玉県立児玉高等学校	全日制	普通科	共	80	80	80		240
		生物資源科	共	40	40	40		120
		環境デザイン科	共	40	40	40		120
		機械科	共	40	40	40		120
		電子機械科	共	40	40	40		120
埼玉県立羽生実業高等学校	全日制	園芸科	共	40	40	40		120
		農業経済科	共	40	40	40		120
		商業科	共	40	40	40		120
		情報処理科	共	40	40	40		120
埼玉県立新座総合技術高等学校	全日制	電子機械科	共	40	40	40		120
		情報技術科	共	40	40	40		120
		デザイン科	共	40	40	40		120
		総合ビジネス科	共	40	40	40		120
		服飾デザイン科	共	40	40	40		120
		食物調理科	共	40	40	40		120
	専攻科	デザイン専攻科	共	15	15			30
埼玉県立越谷総合技術高等学校	全日制	電子機械科	共	40	40	40		120
		情報技術科	共	40	40	40		120
		流通経済科	共	40	40	40		120
		情報処理科	共	40	40	40		120
		服飾デザ	共	40	40	40		120

		科						
埼玉県立大宮光陵高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
		美術科	共	40	40	40		120
		音楽科	共	40	40	40		120
		書道科	共	40	40	40		120
埼玉県立和光国際高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
		外国語科	共	80	80	80		240
埼玉県立久喜北陽高等学校	全日制	総合学科	共					960
埼玉県立鳩ヶ谷高等学校	全日制	普通科	共	160	160	160		480
		園芸デザイン科	共	40	40	40		120
		情報処理科	共	80	80	80		240
埼玉県立秩父農工科学高等学校	全日制	農業科	共	40	40	40		120
		食品化学科	共	40	40	40		120
		森林科学科	共	40	40	40		120
		電気システム科	共	40	40	40		120
		機械システム科	共	40	40	40		120
		ライフデザイン科	共	40	40	40		120
	フードデザイン科	共	40	40	40		120	
定時制	普通科	共	40	40	40	40	160	
埼玉県立いずみ高等学校	全日制	生物生産科	共	40	40	40		120
		生物サイエンス科	共	40	40	40		120
		生物資源化学科	共	40	40	40		120
		環境デザイン科	共	40	40	40		120
		環境サイエンス科	共	40	40	40		120
		環境建設	共	40	40	40		120

埼玉県立上尾鷹の台高等学校	全日制	普通科	600
埼玉県立新座柳瀬高等学校	全日制	普通科	600
埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校	全日制	普通科	640
埼玉県立寄居城北高等学校	全日制	総合学科	600
埼玉県立狭山緑陽高等学校	定時制	総合学科	960
埼玉県立蓮田松韻高等学校	全日制	普通科	600
埼玉県立栗橋北彩高等学校	全日制	普通科	560
埼玉県立吹上秋桜高等学校	定時制	総合学科	960
埼玉県立本庄高等学校	全日制	普通科	960
埼玉県立吉川美南高等学校	全日制	総合学科	360
	定時制	総合学科	640
埼玉県立幸手桜高等学校	全日制	総合学科	600
埼玉県立豊岡高等学校	全日制	普通科	960
埼玉県立熊谷高等学校	全日制	普通科	960
埼玉県立川越高等学校	全日制	普通科	1,080
埼玉県立飯能高等学校	全日制	普通科	840

2 全日制の課程普通科に外国語コース、情報コース、体育コース又は情報ビジネスコースを設置する学校の当該コースの生徒定員は、次の表のとおりとする。

外国語コース

学 校 名	課程	1年	2年	3年	計
埼玉県立大宮光陵高等学校	全日制	40	40	40	120

情報コース

学 校 名	課程	1年	2年	3年	計
埼玉県立日高高等学校	全日制	40	40	40	120

体育コース

学 校 名	課程	1年	2年	3年	計
埼玉県立八潮高等学校	全日制			40	40

情報ビジネスコース

学 校 名	課程	1年	2年	3年	計
埼玉県立松伏高等学校	全日制	40	40	40	120

3 保護者の転勤等に伴う転入学及び第16条第4項に規定する入学に係る生徒定員は、埼玉県教育委員会教育長が別に定める。

		イン科						
		食物調理科	共	40	40	40		120
埼玉県立羽生高等学校	定時制	普通科	共					640
埼玉県立戸田翔陽高等学校	定時制	総合学科	共					960
埼玉県立狭山緑陽高等学校	定時制	総合学科	共					960
埼玉県立吹上秋桜高等学校	定時制	総合学科	共					960
埼玉県立大宮中央高等学校	通信制	普通科	共					6,000
	定時制	普通科	共					800

備考

1 単位制による課程を設置する学校の当該課程の生徒定員は、次の表のとおりとする。

学 校 名	課程	学 科	生 徒 定 員
埼玉県立大宮中央高等学校	通信制	普通科	2,000
	定時制	普通科	800
埼玉県立久喜北陽高等学校	全日制	総合学科	960
埼玉県立川越総合高等学校	全日制	総合学科	720
埼玉県立浦和北高等学校	全日制	普通科	960
埼玉県立進修館高等学校	全日制	総合学科	600
埼玉県立羽生高等学校	定時制	普通科	640
埼玉県立浦和高等学校	全日制	普通科	1,080
埼玉県立芸術総合高等学校	全日制	美術科	120
		音楽科	120
		映像芸術科	120
		舞台芸術科	120
埼玉県立川越工業高等学校	定時制	普通科	160
		工業技術科	280
埼玉県立川口工業高等学校	定時制	工業技術科	320
埼玉県立大宮工業高等学校	定時制	工業技術科	320
埼玉県立越ヶ谷高等学校	全日制	普通科	960
埼玉県立坂戸西高等学校	全日制	普通科	960
埼玉県立小鹿野高等学校	全日制	総合学科	360
埼玉県立朝霞高等学校	全日制	普通科	960
埼玉県立戸田翔陽高等学校	定時制	総合学科	960
埼玉県立滑川総合高等学校	全日制	総合学科	840
埼玉県立誠和福祉高等学校	全日制	総合学科	240
		福祉科	240
埼玉県立不動岡高等学校	全日制	普通科	1,080

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。



# 告 示

## 埼玉県告示第七百四十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

令和2年度調達職員用パーソナルコンピュータ Windows 11対応業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和6年12月20日（金）まで

### (4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係

がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (7) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 森 電話048-830-2282（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年7月24日（水）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年7月23日（火）午後4時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年7月23日（火）午後4時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 令和6年7月24日（水）午前10時30分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年7月10日（水）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、低入札価格調査制度に係る調査基準価格を設定しているため、調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する（詳細は入札説明書による。）。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 6 年 6 月 25 日 (火) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から 30 日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Outsourcing the work of making personal computers for procurement staff in fiscal year 2020 compatible with Windows 11 One set

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., July 24, 2024

By registered mail or in person: 4:00 p.m., July 23, 2024

(3) Contact Information:

Information Systems Strategy Division, Department of Planning and Finance, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2282

## 告示

### 埼玉県告示第七百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ガリバー羽生店

埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬三百四十二―一

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）テックランド羽生店

埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬三百四十二―一

（変更後）（仮称）ガリバー羽生店

埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬三百四十二―一

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

（変更後）株式会社ヤマダホールディングス 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

（変更後）株式会社I D O M 代表取締役 羽鳥裕介

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

#### ハ 変更年月日

令和六年六月十一日 外

#### ニ 届出年月日

令和六年六月十一日

#### 二 縦覧期間

令和六年六月二十一日から令和六年十月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年六月二十一日から令和六年十月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第七百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ガリバー羽生店

埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬三百四十二―一

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 八十二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 十一台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二十四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 ○台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後十時まで

（変更後）午前十時から午後八時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後十時三十分まで

（変更後）午前九時三十分から午後八時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

### ハ 変更年月日

令和七年二月十二日

### ニ 届出年月日

令和六年六月十一日

### 二 縦覧期間

令和六年六月二十一日から令和六年十月二十一日まで

### 三 縦覧場所



埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和六年六月二十一日から令和六年十月二十一日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第七百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

BLANDE 三郷

埼玉県三郷市三郷一丁目三番一号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）三郷商業施設

埼玉県三郷市三郷一丁目三番一号

（変更後）BLANDE 三郷

埼玉県三郷市三郷一丁目三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎

茨城県つくば市西大橋五百九十九―一 外 計四者

（変更後）株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎

茨城県つくば市西大橋五百九十九―一 外 計三者

### ハ 変更年月日

令和六年五月十七日

### ニ 届出年月日

令和六年五月三十一日

### 二 縦覧期間

令和六年六月二十一日から令和六年十月二十一日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に  
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年六月二十一日から令和六年十月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第七百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーオザム草加両新田店

埼玉県草加市両新田西町四百四十一番一 外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 代表取締役 西

喜多浩

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

（変更後）三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 代表取締役 野

々口剛

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

#### ハ 変更年月日

令和六年四月一日

#### ニ 届出年月日

令和六年六月三日

#### 二 縦覧期間

令和六年六月二十一日から令和六年十月二十一日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和六年六月二十一日から令和六年十月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第七百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

O l y m p i c 朝霞泉水店

埼玉県朝霞市泉水三丁目二千百七十五番一号外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）スーパーバリュー朝霞泉水店

埼玉県朝霞市泉水三丁目二千百七十五番一号外

（変更後）O l y m p i c 朝霞泉水店

埼玉県朝霞市泉水三丁目二千百七十五番一号外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 内田貴之

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

（変更後）株式会社O l y m p i c 代表取締役 大下内徹

東京都国分寺市本町四丁目十二番一号

#### ハ 変更年月日

令和六年六月十二日

#### ニ 届出年月日

令和六年六月七日

#### 二 縦覧期間

令和六年六月二十一日から令和六年十月二十一日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に  
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年六月二十一日から令和六年十月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第七百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第三十条第二項の規定により、次の土地改良区連合の定款の変更を令和六年六月十七日付けで認可した。

令和六年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 名称

葛西・羽生領島中領土地改良区連合

### 二 事務所の所在地

幸手市



## 告 示

### 埼玉県告示第七百四十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 許可番号

第二〇二〇―一―二号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目九百一番、九百二番

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九・〇四八七五立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇七二七一九三九立方メートル毎秒

## 告 示

### 埼玉県告示第七百四十九号

次に掲げる登録事業者の事務所の所在地が確知できないので、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第二十七条第一項の規定により、その旨公告する。

令和六年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 登録事業者の商号又は名称  
一般社団法人令和会
- 二 主たる事務所の所在地  
埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目八番十五号
- 三 代表者の氏名  
齋藤 勝多
- 四 サービス付き高齢者向け住宅の登録番号  
一四〇〇一一

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年六月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月二一日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>川越市大字今福（元松郷分）            字武蔵野一四三四番六地先か            ら同市大字今福字迹水九五〇            番二地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一七・五〇</p>	<p>一六・五〇</p>	<p>敷地の幅員 （メートル）</p>
<p>三二四・五〇</p>		<p>延長 （メートル）</p>
<p>交差点整備事業による。</p>		<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年六月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越入間線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
一地先まで	川越市大字今福（元松郷分） 字武蔵野一四四七地先から同 市大字今福字三芳野八四七番	区 間
一〇・〇〇〃 一五・五九	六・五〃 一〇・四六	敷地の幅員 （メートル）
二四五・五〇		延長 （メートル）
交差点整備事業による。		備 考

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年六月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

<p>川越栗橋線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>川越市大字府川字高畑一三三二番四 地先から同市大字府川字高畑一三三 二番七地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和六年六月二十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年十月二十六日付け 埼玉県川越県土整備事務所長 告示第十五号で告示した道路 予定区域の一部供用開始であ る。 延長五四・〇〇メートル</p>	<p>備 考</p>



## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和六年六月二十一日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

#### 一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 川越栗橋線

川越市大字府川字高畑一二三二番四地先から

同市大字府川字高畑一二三二番七地先まで

#### 二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

#### 三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

#### 四 占用の制限の開始の期日

令和六年六月二十二日

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年六月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路線名 東大久保ふじみ野線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
ふじみ野市東久保一丁目一四七番一地先から同市東久保一丁目一四七番一地先まで		区間
八・二五〇 九・三六〇	六・八一〇 六・八九〇	敷地の幅員 (メートル)
四・一二〇		延長 (メートル)
道路改良工事による。		備考

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十九年一月二十九日第十四―百三十号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和六年六月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 小松 克枝

第一号	取消番号
第一項第五号	指定の取消しに係る道路の種類
第十四日	指定の取消しの年月日
埼玉県南埼玉郡宮代町和戸五丁目二千五百五十一番二、二千五百五十二番三	指定の取消しに係る道路の位置
二十三・七七	指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
四・〇〇	指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)
建築基準法	
第四十二条	
令和六年六月	

# 告 示

## 埼玉県選管告示第二十六号

令和五年十二月三日執行の上尾市議会議員一般選挙における当選の効力に関する  
審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

令和六年六月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

## 裁 決 書

審査申立人 上尾市大字上1687番地3  
近藤 泰介

審査申立人から令和6年3月28日付けでなされた令和5年12月3日執行の上尾市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、埼玉県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件申立てを棄却する。

## 事案の概要

本件選挙の候補者であった審査申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第1項の規定に基づき、令和5年12月18日付けで上尾市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して異議の申出（以下「本件異議申出」という。）を行った。

市委員会は、令和6年3月7日付けで本件異議申出を棄却する旨を決定（以下「原決定」という。）した。

審査申立人は、原決定を不服として、法第206条第2項の規定に基づき、令和6年3月28日付けで当委員会に対し、原決定についての一部取消しを求める旨の本件申立てを行ったものである。

## 審査申立人等の主張の要旨

### 第1 審査申立人の主張

審査申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

#### 1 手続的な問題点について

市委員会の行為には次のとおり手続的な問題点がある。

##### (1) 市委員会が異議申出書を参加人にそのまま送付したこと

委員会が異議申出書を参加人にそのまま送ることで、その後の調査の機会が妨害されてしまっている。

- (2) 市委員会による開披調査中に選挙管理委員4名のうち複数名が携帯電話を操作していたこと

市委員会事務局から「非公開であり、部屋の中では携帯電話の電源を切るように」との趣旨の注意があったにもかかわらず、開披調査中に選挙管理委員4名のうち複数名が携帯電話を操作していた。異議申出人だけでなく、市職員、選挙管理委員も携帯電話の使用は禁止と考えている。

- (3) 選挙管理委員1名が開披調査後の疑義の件数について、「なんだかなあ」という中立性を害する発言をしたこと

開披調査の集計後に市委員会事務局からその内訳が発表されると、選挙管理委員4名のうち1名が「なんだかなあ」というため息とも小言ともとれる趣旨の発言をしたが、この発言は、中立性を欠くものである。

- (4) 原決定が事後的な事情を一切証拠から排除していること

異議の申出の決定に当たっては、事後的な事情を勘案することが許されないわけではなく、令和3年12月23日の東京高等裁判所の判決（令和3年（行ケ）第26号）等においても、投票日後（当選後）の電気等の利用料金と投票日前の利用料金を比較することで、投票日後（当選後）に居住実態が生じるかを判断指標の一つとしている。

## 2 当選無効争訟の意義について

当選の効力については、無効の異議申出（審査の申立て）があった場合、原則として無効とする。例外として、違法行為等がないことが明らかである場合に限り有効とすべきである。

## 3 住所要件について

- (1) 本件選挙の当選人である佐藤恵理子（以下「当選人佐藤」という。）は、立候補時に届出した住所について、令和5年9月3日から本件選挙の期日である同年12月3日までの間（以下「本件期間」という。）に居住実態がなく、当選は無効である。当選人佐藤は、住所を非公開にしていることに加え、地域とのつながりも希薄であるため、よほど親しい人間でない限り、その居住実態が分からない。

- (2) 本件選挙の当選人である金澤祥子（以下「当選人金澤」という。）は、立候補時に届出した住所について、本件期間に居住実態がなく、当選は無効である。当選人金澤は、普段は都内で長女と同居しており、政治活動のため都内から上尾市に通勤していた可能性も否定できない。また、当選人金澤の供述には、随所に理解



しがたいものがあるため、上尾市内の別の場所に更に部屋がある可能性もある。そのため一層の調査を要する。

- (3) 当選人佐藤及び当選人金澤（以下「本件当選人ら」という。）は、上尾市内に居住していないのではないかと、また、上尾市内に居住していたとしても、立候補の届出時に届出をした住所に居住していないのではないかと考えている。仮に市内に居住していても、立候補の届出先の住所に居住していなければ、被選挙権は有するが令和2年の法改正により、宣誓義務違反となる。そのため、上尾市内に居住していたのか、市内に居住していたとして、立候補の届出先の住所に居住していたのか、2段階での検討を求めたい。

#### 4 投票の効力について

- (1) 有効な投票の要件は、①選挙人の意思が明白であること、②法第68条に当たらないことである。選挙人の意思は、氏名が一致しなくても誤記である場合は有効となる（昭和31年2月3日最高裁判所判決）。
- (2) 選挙人の意思を探るに当たり、選挙人は常に候補者中の何人かに投票するものという推測をしてはいけない（昭和42年9月12日最高裁判所判決）。
- (3) 二人の候補者氏名を混記したものとして投票を無効と解するのは、当該投票の記載がいずれの候補者氏名を記載したのか全く判断し難い場合に限る。そうでない場合には、いずれか一方の候補者の氏名に最も近い記載のものはこれを当該候補者に対する投票と認める（平成4年7月10日最高裁判所判決）。
- (4) 法第68条第1項第6号の規定により他事記載が無効となる趣旨は、投票の記載から投票者が推知され秘密投票制が破壊されることを防止することにある。そのため他事記載とは、投票者を推知させる意識的記載を指す（昭和63年6月30日仙台高等裁判所判決）。
- (5) 上記（1）から（4）までを当てはめると、原決定の別記1から4までに掲載された票のうち別記1-13、別記2-1及び別記4-3の3票は、審査申立人に対する有効投票であり、別記1-16並びに別記3-1、3-2、3-5、3-6、3-9、3-10、3-11、3-14、3-15、3-18、3-19、3-20、3-21及び3-22の15票は、法第68条第1項第6号又は第8号に該当する無効投票である。

なお、本裁決書中、「別記」とあるのは、原決定における別記のことを指す。

## 第2 市委員会の主張

市委員会の原決定における主張を要約すると、次のとおりである。

- 1 当選人佐藤は、平成30年4月2日から上尾市内に住民票上の住所を有し、現住所地の建物を所有していることに加え、本件期間において、現住所地で電気、水道及びガスを使用し、飲食物や日用品等を市内や近隣市町の店舗から購入し、現住所地で当選人佐藤宛の郵便物を受け取っている事実が客観的に認められる。他方、当選人佐藤の現住所地における居住を否定するに足る特段の事情は見当たらない。  
よって、当選人佐藤は本件期間において、引き続き3か月以上、上尾市の区域内に住所を有していたと判断するものである。
- 2 当選人金澤は、令和5年8月12日から上尾市内に住民票上の住所を有し、現住所地の建物を賃貸していることに加え、本件期間において、現住所地で電気、ガス及び水道を使用し、市内の店舗で飲食物や日用品等を購入し、当選人金澤宛の郵便物を受け取っている事実が客観的に認められる。周辺住民からは、本件期間における居住実態の明確な証言は得られなかったものの、当選人金澤の現住所地における居住を否定するに足る特段の事情は見当たらない。  
よって、当選人金澤は本件期間において、引き続き3か月以上、上尾市の区域内に住所を有していたと判断せざるを得ない。
- 3 本件当選人らの生活の本拠が現住所地にあることは、前記1及び2で述べたとおりであり、法第86条の4の規定により本件当選人らが届け出た住所と同一である。  
よって、本件当選人らは宣誓書において虚偽の誓いをしていないと判断した。
- 4 市委員会では、本件異議申出の決定に当たり厳正を期すため、令和6年2月17日に異議申出人の立会いのもと、投票の梱包及び封印に異常がないことを確認した上で、異議申出人が主張する名前の表記が異議申出人と似ている当選者4人の有効投票、法第68条の2第4項により按分をした票（以下「按分票」という。）及び無効投票と、市委員会が職権で必要と判断した異議申出人の有効投票の開披調査（以下「本件開披調査」という。）を行い、本件異議申出に対する審理を慎重に実施した。その結果、異議申出人より指摘があった当選者の3人の有効投票に他の候補者の有効投票とすべきもの又は無効投票とすべきものは認められず、また、無効投票とされた投票からいずれかの候補者の有効投票とすべきものは認められなかった。  
そのため、本件選挙における選挙会において決定された各候補者の得票数に異動は生じない。

## 本件開披調査対象票

「新道りゅういち」の有効投票（3, 017票）

「新藤たか子」の有効投票（1, 567票）

「ばんどう知子」の有効投票（1, 975票）

「佐藤えりい」の有効投票（1, 182票）

「近藤たいすけ」の有効投票（1, 172票）

按分票（4票）

無効投票（963票）

合計9, 880票

## 争 点

### 1 手続的な問題点等について

前記第1の1（1）から（4）までの審査申立人が主張する手続的な問題点について、原決定において違法又は不当な点があるか否か、また、当選の効力の無効の異議申出又は審査の申立てがあった場合、原則として無効とし、違法行為等がないことが明らかである場合に限って有効とすべきであるか否かが争点である。

### 2 住所要件について

法第9条第2項は、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定し、同法第10条第1項第5号は、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が当該議員の被選挙権を有すると規定する。

したがって、本件当選人らが本件期間において、引き続き上尾市内に住所を有していたか否かが争点である。

### 3 投票の効力について

法第67条は、「投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当つては、第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定し、同法第68条第1項は、「衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。（以下略）」と規定する。

したがって、審査申立人が原決定の別記1から4までに掲載された票のうち、その一部の決定を不服として審査を申し立てた票（以下「本件係争票」という。）につき審

査申立人又は他の候補者に対する有効投票に該当するか否か、あるいは同法第68条第1項第6号又は第8号に該当する無効投票であるか否かが争点である。

### 裁決の理由

当委員会は、本件申立てにつきその要件を審理し、適法なものと認めこれを受理した。

市委員会に対しては、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の規定に基づき、弁明書の提出を、同法第33条の規定に基づき、物件の提出を求めた。

また、審査申立人に対しては、市委員会の弁明書に対する反論書及び証拠書類等の提出を求めるとともに、審査申立人から法第216条第2項において準用する行政不服審査法第31条第1項の規定による口頭意見陳述の申立てがあったため、令和6年6月8日に口頭意見陳述の機会を付与した。

さらに、本件当選人らに対しては、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第13条第2項の規定に基づき、利害関係人として本件申立てへの参加を求め、意見書及び証拠書類等の提出を求めるとともに、聴取を行うなど慎重に審理した。

なお、審査申立人からは、反論書及び証拠書類等の提出はなかった。

#### 第1 本件申立てに対する市委員会の弁明

原決定に違法又は不当な点はなく、本件申立ては棄却されることが適当である。  
その理由は、以下のとおりである。

##### 1 市委員会における手続について

(1) 審査申立人は、市委員会が異議申出書を参加人に送付したことで、その後の調査の機会が妨害されてしまったと主張する。

しかし、異議申出書の内容は、参加人が意見書等を作成するために不可欠な情報であり、また、参加人に異議申出書を送付したことにより、選挙期日前の客観的事実に影響を及ぼすものではない。

(2) 審査申立人は、市委員会における本件開披調査中に選挙管理委員が携帯電話を操作していたことや中立性を害する発言をしたことを申し立て、原決定について手続的な問題点があると主張する。

しかし、本件開披調査は、審査申立人立会いのもと適正かつ慎重に実施した。また、本件開披調査中において、携帯電話による通話や大声での発言など他者の作業に支障を来す行為は確認されておらず、審査申立人が主張する行為や発言により、本件開披調査の支障となったとは認められない。

(3) 審査申立人は、原決定が事後的な事情を一切証拠から排除していることを申し立て、原決定について手続的な問題点があると主張する。

しかし、審査申立人が市委員会に提出した証拠物は、選挙期日後に本件当選人らの現住所地の外観を撮影したものであり、証拠とはなり得ない。

また、電気、ガス、水道の使用量について、3か月以上住所を有している期間外の使用量も可能な限り確認をして比較対象としており、事後的な事情を証拠から排除してはいない。

## 2 当選の効力について

審査申立人は、当選の効力について、無効の異議申出があった場合、原則無効とし、違法行為等がないことが明らかである場合に限り有効とすべきであると主張する。

しかし、法第102条に基づき、当選の効力の発生は「当選の告示があった日から、生ずるものとする。」とされている。

## 3 当選人佐藤の居住実態について

審査申立人は、当選人佐藤が立候補時に届出した住所については、本件期間に居住実態がないため、当選は無効であると主張する。

しかし、市委員会は、当事者が主張していない事実についても、職権によって可能な限り証拠調べを行っており、電気、ガス、水道の使用状況や周辺住民への聴き取り、本人への質問など客観的事実を基に判断し、本件期間において上尾市の区域内に「居住実態がある」と認定して原決定を行っている。

## 4 当選人金澤の居住実態について

審査申立人は、当選人金澤が立候補時に届出した住所については、本件期間に居住実態がないことから、当選は無効であると主張する。

しかし、市委員会は、当事者が主張していない事実についても職権によって可能な限り証拠調べを行っており、電気、ガス、水道の使用状況や周辺住民への聴き取り、本人への質問など客観的事実を基に判断し、本件期間において上尾市の区域内に「居住実態がある」と認定して原決定を行っている。

## 5 投票の効力について

本件開披調査において、調査対象票のうち審査申立人から指摘された44票の抽出票は、決定書別記のとおりであり、審査申立人から指摘のあった当選人3人の有効投票に他の候補者の有効投票とすべきもの又は無効投票とすべきものは認められず、また、無効投票とされた投票からも、いずれかの候補者の有効投票とすべきものは認められなかった。そのため、本件選挙における選挙会において決定された各候補者の得

票数に異動は生じないと判断した。

## 6 審査申立書の訂正について

審査申立人が令和6年4月14日付けで申し出た審査申立書の訂正によれば、審査申立人は、本件当選人らは上尾市内に住んでいるか、上尾市内に住んでいたとしても、立候補の届出時に届出をした住所に住んでいたかと2段階で考えている。そのため仮に市内に住んでいても立候補の届出先の住所に住んでいなければ、被選挙権は有するが令和2年の法改正により宣誓義務違反があるとする。そのため、上尾市内に住んでいるか、市内に住んでいても立候補の届出先の住所に住んでいるかと2段階で検討してほしいと主張する。

しかし、市委員会は、電気、ガス、水道の使用状況や周辺住民への聴き取り、本人への質問など客観的事実を基に判断し、本件期間において上尾市の区域内に「居住実態がある」と認定して原決定を行っている。

また、本件当選人らの現住所地は、法第86条の4の規定により本件当選人らが届け出た住所と同一である。

## 第2 市委員会の弁明に対する審査申立人の意見

市委員会の弁明に対し、審査申立人から反論書及び証拠書類等の提出はなかったものの、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第31条第1項の規定による口頭意見陳述の申立てがあったため、令和6年6月8日に当委員会は、審査申立人に対して口頭意見陳述の機会を付与した。

審査申立人が行った口頭による意見の陳述の要約は次のとおりである。

1 当選人の住所要件について、選挙直前に引っ越してくる候補者は必ずしも地域に密着しておらず、古い知人がいない場合もあるため、住んでいるかどうかの判断が困難であるほか、当選後に引っ越しを行ったり、自分の住所を公開しなかったりすることもあるため、当選後の調査も困難である。したがって、当選前に住んでいたことについて厳格に判断する必要がある。

2 判例では住所とは生活の本拠とされ、居住実態や実質により判断されるものとされている。市委員会の弁明書においては、電気やガス、水道の使用量などによって、この生活の本拠を説明しようとしているように見受けられるが、機器を動かしていれば屋内に人がいなくても使用量は増えていくこととなる。また、人がいたとしても本人であるかどうかは判断ができない。したがって、生活の本拠の判断については、①そもそもそこに本人がいたか、②いたとしてそこで起臥寝食をしていたか、

③生活の本拠にする意思の有無で判断されるべきである。

- 3 市委員会は異議申出書を参加人に送付したが、行政不服審査法には送付に関する規定はない。市委員会の弁明書における反論によれば、総務省のガイドラインを踏まえて対応したとのことだが、それによって必ず違法でないということにはならない。行政不服審査法が平成26年に改正された際にも、異議申出書の参加人への送付に係る規定の追加については議論がなされていない。このことは、審査申立書についても同様であると考えられる。
- 4 市委員会の弁明書によれば、本件開披調査中に選挙管理委員の携帯電話による通話や大声での発声など他者の作業に支障をきたす行為は確認されていないとのことだが、中立性を害する発言も含め、結論に影響しなければよいという考え方は受け入れられない。
- 5 当選人佐藤の住所要件について、市委員会は、電気、ガス、水道に一定の使用量があることと民生委員の証言を根拠としているが、外出が多いことや入浴しないことを裏付けるものが少ないほか、民生委員の目撃情報についても、本人がその場にいたかどうか明らかではない。また、当選人佐藤は、体調不良を理由に市議会を欠席しがちであり、家に居るはずであるから、電気、ガス、水道の使用量について、当選前と当選後とを比較してみてもどうか。さらに、戸口前市議会議員は、審査申立人が当選人佐藤の自宅調査をしていると知った上で、黙っているとされたとの趣旨の発言をしているが、住所を隠していたのかが明らかになる可能性があることから、戸口前市議会議員への調査をすべきである。
- 6 当選人金澤について、市委員会は、電気、ガス、水道に一定の使用量があることを指摘しているが、水道などの使用量は少なく、近隣住民の目撃情報もないほか、本件選挙に関するビラ、チラシ、旗なども自宅から出てきていない。また、選挙後はSuicaの履歴が証拠として出ている一方で、選挙前の履歴は証拠として出てきていない。さらに、買い物をした際のレシートを大量に保存している一方で、運転免許証を紛失したままにしていることにはかなり違和感がある。それらを踏まえると、当選人金澤は上尾において活動はしていたが、住んでいたとはいえないのではないかと。当選人金澤についても、電気、ガス、水道の使用量について、当選前と当選後とを比較してみてもどうか。
- 7 住んでいるかどうかの判断が困難な場合は、住んでいないものとして取り扱うべきである。その理由は、法が掲げる地域密着という趣旨、令和2年の法改正に際し

て、住所要件に関する宣誓が取り入れられたことである。市委員会は、弁明書において、当選の効力の発生は「当選の告示があった日から、生ずるものとする。」と法第102条を引用しているが、当選の効力が発生した場合でも、その後に争いになった場合の扱いは別問題と考えるべきである。

### 第3 当委員会が認定した事実

市委員会から提出された証拠物件、市委員会を通じて本件当選人らから提出された証拠書類、本件当選人らから追加提出された証拠書類、当委員会による本件当選人らへの聴取及び現地調査並びに当委員会が職権で収集した証拠書類から、次の事実が認められる。

#### 1 当選人佐藤について

##### (1) 住民基本台帳法に基づく届出による住所の状況

当選人佐藤は、平成30年3月1日に栃木県宇都宮市内から上尾市内のアパートに母親と転入し、その後、同市内の物件を購入し、令和3年1月29日、同市内の現住所（以下「現住所A」という。）に母親と共に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第23条に基づく転入届を行い、現在に至るまで現住所Aを住民票の住所としている（証拠No.372、376、394）。

##### (2) 現住所Aにおける居住状況等

ア 現住所Aの土地と建物について、令和2年11月12日に売買を原因として所有権が当選人佐藤に移転しており、その旨の登記がなされている（証拠No.381、382、396、397）。

イ 市委員会が令和6年1月9日付けで住基法第34条第2項に基づく調査を上尾市長に依頼し、同年2月8日付けで同市長から市委員会宛てに回答された調査結果によると、現状では、当選人佐藤が調査対象住所に居住していることを否定することは困難であり、今回の調査対象期間である令和5年9月3日時点においても調査対象住所にて継続して何者かが居住していたと判断すべきであり、その何者かは、当選人佐藤及び同居親族である可能性が高いと判断している。

また、当選人佐藤は、現住所Aで母親と同居していること、居間にはテレビや鏡台などが設置され、また、冷蔵庫や洗濯機などの家電製品も一通り揃えられていたこと、衣類などの生活用品や食料品なども多数置かれていたことが認められる。（証拠No.372）

ウ 当委員会職員による聴取及び現地調査によると、当選人佐藤は現住所Aにおい



て、テレビ、電子レンジ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等日常生活に必要となる家電製品一式を所有し、使用している（証拠No.376）ほか、上記イと同じ状況が認められた。さらに、リビングには電気ストーブが4台も置かれていた（証拠No.376～380）。

エ 上尾市市民生活部市民課による当選人佐藤への聴き取りによると、当選人佐藤は、2～3年前に中古物件を購入し現住所Aに母親と二人で転居しており、市議会議員以外の職には就いておらず、普段は現住所Aにすることが多い。自動車を所有していないため、主な交通手段はバスやタクシーを利用しているとのことであった（証拠No.372）。

オ 仕事上、視察などで家を空けることもあるが、母親を一人にしておくことに不安があり、また、猫を飼っているため、外出時も暖房をつけたままにすることが多く、電気使用量が多いとのことであった（証拠No.372、373）。

なお、現住所Aにおいて、当選人佐藤が猫を飼っていることを当委員会職員は確認しており（証拠No.376、380）、当委員会職員による聴取では、現住所Aに転居した後、3年前から猫を飼っているとのことであった。

カ 食料品や日用品等の購入は、近所のスーパーマーケットかコンビニエンスストアを利用している。食事について、自炊は余りしないためUber Eatsで注文することが多いとのことであった（証拠No.8、372）。

キ 本件期間中、現住所Aにおける宅配便での物品や食品の購入履歴も14件確認できる（証拠No.30～32）ほか、令和5年4月分から令和6年1月分までの電気料金請求書が返戻されることなく現住所Aに郵送されていたことが認められる（証拠No.19～28）。

また、本件期間において、Uber Eatsの注文履歴から食事や弁当などが32回に渡り現住所Aに配達されていることが認められる（証拠No.12～18）。

ク プロパンガスや水道の使用量が少ない理由について、キッチンには、電気を使用するIHクッキングヒーターを設置しており、風呂では湯船にはほとんどつからずに主にシャワーを利用しているからとのことであった（証拠No.372）。

ケ 運転免許証について、当選人佐藤は、令和5年6月の運転免許更新時に合わせて住所変更の手続きを行っており（証拠No.376、383）、クレジットカードについては、一度紛失し、更新して以来、現住所Aを登録している（証拠No.376）

とのことである。

(3) 電気、ガス及び水道の使用状況

市委員会から提出された証拠物件から、当選人佐藤の現住所Aにおける令和5年4月以降の電気、ガス、水道の使用状況は、以下のとおりである（証拠No.19～28、372、373）。

なお、電気、ガス、水道の契約者（使用者）は、いずれも当選人佐藤である。

ア 電気の使用状況

使用期間	使用量
令和5年3月20日～4月18日	649 kWh
4月19日～5月18日	516 kWh
5月19日～6月18日	405 kWh
6月19日～7月19日	417 kWh
7月20日～8月20日	528 kWh
8月21日～9月19日	474 kWh
9月20日～10月19日	422 kWh
10月20日～11月19日	799 kWh
11月20日～12月18日	1,469 kWh
12月19日～1月18日	2,251 kWh

イ ガスの使用状況

使用期間	使用量
令和5年4月	3.8 m <sup>3</sup>
5月	4.3 m <sup>3</sup>
6月	2.8 m <sup>3</sup>
7月	2.6 m <sup>3</sup>
8月	1.3 m <sup>3</sup>
9月	1.3 m <sup>3</sup>
10月	1.2 m <sup>3</sup>
11月	3.4 m <sup>3</sup>
12月	2.5 m <sup>3</sup>

#### ウ 水道の使用状況

使用期間	上下水道の別	使用量
令和5年8月5日～10月5日	上水道	20 m <sup>3</sup>
同上	下水道	0 m <sup>3</sup>
10月6日～12月6日	上水道	18 m <sup>3</sup>
同上	下水道	0 m <sup>3</sup>

電気、ガス、水道の使用量については、「平成26年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査報告書」における戸建て住宅の2人世帯の平均電気使用量（331 kWh/月）、資源エネルギー庁の「平成18年度プロパンガス消費実態調査」における2人世帯以下の家庭用プロパンガス平均使用量（6.5 m<sup>3</sup>/月）及び東京都水道局の「令和2年度生活用水実態調査」における2人世帯の平均使用量（14.9 m<sup>3</sup>/月）と比較した。

電気使用量について、いずれの期間も平均使用量を大きく超えており、特に令和5年10月20日以降は平均使用量の約2倍から約7倍となっていること、また、ガス使用量について、同年5月は7割程度となっているものの、他の月は平均使用量の2割から6割程度となっていること、水道の使用量について、同年8月5日から同年12月6日までの期間は1月ごとの平均で9～10 m<sup>3</sup>となっており、平均使用量の6割程度となっていることが認められる。

なお、現住所Aは下水道が未整備のため、下水の使用量は0 m<sup>3</sup>である。

#### (4) 国民健康保険について

市委員会を通じて上尾市市民生活部市民課から提出された資料によると、当選人佐藤は国民健康保険に加入しており、納税通知書も返戻なく届いていることが認められる（証拠No.372）。

## 2 当選人金澤について

### (1) 住基法に基づく届出による住所の状況

当選人金澤は、令和5年8月12日に東京都豊島区内から上尾市内のアパート（以下「現住所B」という。）を転入先とする住基法第22条第1項に基づく届出を行い、現在に至るまで現住所Bを住民票の住所としている（証拠No.395）。

### (2) 現住所Bにおける居住状況

ア 現住所Bについて、当選人金澤と不動産会社との間において、令和5年6月30日から令和7年6月29日まで（2年間）を契約期間とするアパートの賃貸借契約を締結していること、当選人金澤の口座から令和5年7月から同年12月ま

で同契約に基づく家賃が引き落とされていることが認められる（証拠No.265～269）。

イ 市委員会が令和6年1月9日付けで住基法第34条第2項に基づく調査を上尾市長に依頼し、同年2月8日付けで同市長から市委員会宛てに回答された調査結果によると、現状では、当選人金澤が調査対象住所に居住していることを否定することは困難であり、今回の調査対象期間である令和5年9月3日時点においても調査対象住所にて継続して何者かが居住していたと判断すべきであり、その何者かは、当選人金澤である可能性が高いと判断している（証拠No.372）。

また、上記調査結果によると、当選人金澤は令和5年8月10日から現住所Bに居住していること、自動車は所有していないため、交通手段は徒歩か自転車であること、窓外に物干し竿の類は見受けられなかったこと、アパートの室内には元々エアコン、冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機やテレビなど日常生活に必要な家電製品が一通り備え付けられていたこと、キッチンはIHクッキングヒーターであったこと、全体的に生活用品などは最低限に抑えられていたことが認められる（証拠No.372）。

ウ 本件期間を含め、現住所Bへの宅配便の配送履歴が17件確認できる（証拠No.225～241）ほか、水道料金・下水道使用料の納入通知書や生命保険会社からの案内など複数の葉書も返戻されることなく現住所Bに郵送されていたことが認められる（証拠No.242～244、252、253、407）。

また、当選人金澤から市内の飲食店や日用品店などでのレシートや領収書等が全部で186枚提出され、利用状況を確認するとJR上尾駅及びJR北上尾駅周辺や現住所B周辺の飲食店やコンビニエンスストアでの利用が大半を占めていることが確認できる（証拠No.34～219）。

外食や日用品等の購入は主にクレジットカードで行われており、令和5年9月から同年11月までの利用明細によると、主に上尾市内のコンビニエンスストアや飲食店で利用されていたことや当選人金澤が市委員会に提出したレシートと一致しているものも多いことが確認できる。また、JR上尾駅周辺の100円ショップやドラッグストアでの購入も確認できる。（証拠No.34～219、262～264）

エ 当委員会職員による聴取及び現地調査により、当選人金澤は上尾市内で家電製品や家具が備え付けられているアパートを探し、適当な物件が見つかったので賃貸借契約を締結したこと、現住所Bにおいて、当選人金澤はアパートに備え付けられている電子レンジ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等家電製品を日常的に使用し

ている（証拠No.266、385、388～390）ほか、アパートには元々ベッドや机と椅子も備え付けられていたため、それらを使用していることなど、上記2（2）イと同じ状況が認められる（証拠No.385）。

オ 市委員会による当選人金澤への聴き取りによると、令和5年途中まで社団法人にてIT導入補助事業に従事していた。都内にオフィスがあり、通勤もしていたが、現住所Bでリモート業務を行うことも多かった。退職後は主に政治活動に専念し、朝夕はJR上尾駅前やJR北上尾駅前で街頭演説を行っていた。そのため日中は家に余りおらず、寝るために帰っている程度とのことであった。

食事について、外食又は買ってきて済ませているため、自炊はほとんどしていないとのことである。キッチンを確認したところ、調理器具や食器類はあまりなく、代わりに紙皿や紙コップなどは多く備えてあった。また、キッチンはIHクッキングヒーターであったが、使用している形跡は余りなかった。風呂はシャワーを利用するのみで、湯船は利用していない。（証拠No.372）

カ 当選人金澤は現住所Bに転入後、地域の人たちと接点を持つため町内会に加入した。町会費については、令和5年7月分から令和6年4月分までを一括で支払っていることが認められる（証拠No.224）。

キ 当選人金澤が令和5年7月16日に自転車防犯登録の申し込みをしたことが確認でき、その住所の欄には現住所Bが記載されている（証拠No.251）。

ク 当選人金澤は、Google Mapの位置情報履歴を地図にピン刺しし、移動経路を日付ごとに示した画面の画像を市委員会に提出した。提出された画像からは、本件期間のうち84日分の記録が確認できる。その記録からは、現住所Bが拠点となっていることが確認できる（証拠No.285～368）。

ケ 当委員会の職員が現住所Bの近隣に居住している複数の住民に事情を聴取した。それら住民からは、当選人金澤は、令和5年8月頃から現在に至るまで、間違いなく現住所地Bに居住しているとの証言を得た（証拠No.419）。

### （3）電気、ガス及び水道の使用状況

市委員会から提出された証拠物件及び当選人金澤から提出された証拠書類から、当選人金澤の現住所Bにおける令和5年8月以降の電気、ガス、水道の使用状況は、以下のとおりである（証拠No.270～284、372、398、414～416）。

なお、電気、ガス、水道の契約者（使用者）は、いずれも当選人金澤である。

ア 電気の使用状況

使用期間	使用量
令和5年8月9日～ 9月8日	102 kWh
9月9日～ 10月8日	120 kWh
10月9日～ 11月8日	94 kWh
11月9日～ 12月9日	147 kWh
12月9日～令和6年1月8日	135 kWh
1月10日～ 2月9日	203 kWh
2月10日～ 3月9日	186 kWh
3月10日～ 4月9日	151 kWh

イ ガスの使用状況

使用期間	使用量
令和5年8月	1.5 m <sup>3</sup>
9月	2.9 m <sup>3</sup>
10月	3.2 m <sup>3</sup>
11月	4.8 m <sup>3</sup>
12月	2.1 m <sup>3</sup>

ウ 水道の使用状況

使用期間	上下水道の別	使用量
令和5年8月11日～10月13日	上水道	10 m <sup>3</sup>
同上	下水道	10 m <sup>3</sup>
10月14日～12月14日	上水道	11 m <sup>3</sup>
同上	下水道	11 m <sup>3</sup>

電気、ガス、水道の使用量については、「平成26年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査報告書」における集合住宅の1人世帯の平均電気使用量（186 kWh/月）、資源エネルギー庁の「平成18年度プロパンガス消費実態調査」における2人世帯以下の家庭用プロパンガス平均使用量（6.5 m<sup>3</sup>/月）及び東京都水道局の「令和2年度生活用水実態調査」における1人世帯の平均使用量（8.1 m<sup>3</sup>/月）と比較した。

電気使用量について、令和5年8月9日から令和6年1月8日までの期間は平均使用量を下回っていたが、令和6年1月10日から同年2月9日までの期間は平均使用量を上回っていること、ガス使用量について、令和5年8月から同年1

2月までの期間は平均使用量の2割から7割程度となっていること、水道使用量について、令和5年8月11日から同年12月14日までの期間は1月ごとの平均で5 m<sup>3</sup>程度となっており、平均使用量の6割程度となっていることが認められる。

#### (4) 国民健康保険について

市委員会を通じて上尾市市民生活部保険年金課から提出された資料によると、当選人金澤は国民健康保険に加入しており、納税通知書も返戻なく届いていることが認められる（証拠No.372、406、413）。

### 第4 当委員会の判断

#### 1 手続的な問題点等について

##### (1) 異議申出書を参加人にそのまま送付したことについて

審査申立人は、市委員会が異議申出書を参加人にそのまま送る必要はなかった、市委員会が異議申出書を参加人にそのまま送ることで、その後の調査の機会が妨害されてしまっている、同様に、当委員会が参加人である本件当選人らに対し、審査申立書をそのまま送る必要はなく、そのまま送る行為は違法であると主張する。

確かに、審査申立人が主張するように、法第216条第2項において準用する行政不服審査法には参加人に対する審査請求書の送付に関する明文の規定は存在しない。この点、行政不服審査法における審査請求制度の趣旨や目的から、参加人へ審査請求書を送付することが違法となるかどうかであるが、参加人は原決定の判断について直接の利害関係を有する者であるため、審査請求人の主張に対し、適切な攻撃防御ができることが必要不可欠となる。仮に、参加人へ審査請求書を送付しないならば、参加人は審査請求人の主張を正確に把握できず、適切な自己の主張を行うことが困難となる。そうすると、審査請求人による一方的な主張のみを許すこととなりかねず、結果として、参加人に対し、不公平な審理対応を強いるものとなる。

参加人が審査請求の内容を認識し、攻撃防御の準備をすることは、公平な審理を行う上で当然の前提であり、そのために審査請求書を送付することは、審査請求制度の趣旨・目的に適う必要かつ合理的な手続であると言える。

また、行政不服審査法においては、審査請求書の送付を禁止する明文の規定も存在せず、埼玉県作成の「審査請求事務の手引き（令和4年改訂版）」においても、参加人へ審査請求書の写し等を送付する旨を記載しているが、これは、参加人への送付自体が適法である前提に立つものであって、実務上も確立している運用である。

したがって、審査請求書の送付を許容する明文の規定がないことをもって、本件異議申出において、参加人へ異議申出書を送付したことを違法と解することはできない。また、本件申立てにおいて、当委員会が令和6年4月19日付けで参加人へ

審査申立書を送付したことについても、参加人が自己の主張をするために必要かつ合理的な手続であり、適法である。

## (2) 市委員会委員が携帯電話を操作していたこと等について

審査申立人は、市委員会における本件開披調査中に選挙管理委員が携帯電話を操作していたこと、中立性を害する発言をしたこと及び原決定が事後的な事情を一切証拠から排除していることを申し立て、原決定について手続的な問題点があると主張する。

しかし、市委員会の弁明書において述べられているとおり、本件開披調査において、携帯電話による通話や大声での発声など他者の作業に支障をきたす行為は確認されておらず、審査申立人が主張する行為や発言により、本件開披調査の支障となった行為は認められていないほか、審査申立人から主張を裏付ける証拠の提出がなされておらず、審査申立人の主張には理由がないと評価せざるを得ない。

## (3) 当選無効争訟の異議について

審査申立人は、当選の効力について、無効の異議申出（審査の申立て）があった場合、原則として無効とし、例外として、違法行為等がないことが明らかである場合に限り有効とすべきであると主張する。

しかし、市委員会が指摘するように、法第102条に基づき、当選の効力の発生は「当選の告示があった日から、生ずるものとする。」とされている。

また、法第206条において規定する当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て（以下「当選争訟」という。）は、選挙そのものが有効に行われたことを前提として、何人かその選挙における正しい当選人であるかを争うものである。

したがって、当選争訟は、選挙会が当選人と決定した者の当選無効を主張し、又は落選者と決定された者が当選人であるべきことを主張する争訟であって、これらは全て選挙会の決定が適法に行われたか否かを争うものであるから、審査申立人の主張する論旨には飛躍があり、採用することはできない。

## 2 住所要件について

### (1) 住所認定についての判断基準

住所については、民法（明治29年法律第89号）第22条において、「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定されており、特に、選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである（昭和23年12月18日最高裁判所判決）。

また、選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、私生活の住所、事業活動面



の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではなく（昭和35年3月22日最高裁判所判決）、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないものと解すべきである（平成9年8月25日最高裁判所判決）。

さらに、各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解すべきである（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決）。

このような観点から、当委員会は、これら判決の内容を判断基準として、審査申立人の主張及び本件当選人らが本件期間引き続き上尾市内に住所を有していたか否かについて判断する。

## （2）当選人佐藤について

ア 審査申立人は、本件選挙の立候補時に届出した住所について、本件期間に居住実態がなく、当選は無効であると主張する。

しかし、当選人佐藤は、現住所Aの土地と建物を令和2年11月12日から当選人佐藤名義で所有しており、令和3年1月29日に現住所Aに住民票上の住所を移し、引き続き現住所Aに住所を定めていることから、現住所Aには、手続的にも公的証明力が認められる。

また、電気、ガス、水道の使用状況、宅配便や郵便、Uber Eats等の配達状況、当委員会職員の聴取及び現地調査による冷蔵庫、洗濯機、エアコン等家電製品や家具等の設置状況、さらに、同居している母親や飼い猫の状況、市委員会職員による民生委員の証言記録、上尾市市民生活部市民課による調査結果などから、本件期間を含め現在に至るまで、当選人佐藤が現住所Aで起臥寝食をし、生活の本拠としての実体を備えていたと判断するものである。

イ 審査申立人は、令和5年のプロパンガスと水道の使用量がかなり少ないこと、電気、ガス、水道の使用量について、前年以前の同じ時期との比較がないことや当選前と当選後から審査請求終了時までとの比較がないなどと主張する。

しかし、上尾市市民生活部市民課職員による当選人佐藤に対する聴き取りと当委員会職員による聴取によれば、ガスの使用量が少ない理由については、キッチンには電気を使用するIHクッキングヒーターを設置しているからであり、水道

の使用量が少ない理由については、風呂では湯船にはほとんどつからずに主にシャワーを利用しているからである。電気、ガス、水道の使用状況については、個人の生活スタイルや家族構成、天候等により大きく左右されるものであり、一般的な月ごとの平均使用量より少ないとしても、それは当選人佐藤や同居している母親の生活スタイルによるものであることは否定できない。

また、電気、ガス、水道の使用量について、前年以前の同じ時期との比較や当選前と当選後から審査請求終了時までとの比較は、世帯の人員に増減があったような事情の変化が認められれば有効であると考えられる。しかし、そのような事情が特に認められなければ、当該比較をしなかったからといって、調査が不十分であるとは言い難い。

ウ 審査申立人は、電気使用量が令和5年11月から急激に上昇した理由の説明が不十分であるなどと主張する。

しかし、当委員会職員が当選人佐藤からその事情を聴取したところ、母親が極度の寒がりであり、また、猫を飼っているため、寒い時期は電気ストーブを何台も1日中使用していたとのことである。当委員会職員は現地調査の際、リビングに電気ストーブが4台も置かれていることを確認しているが、このことは当選人佐藤の証言を裏付けるものである。

エ 審査申立人は、聴き取り調査が十分でないとして、近隣店舗、バス会社やタクシー会社などからの目撃情報を求めているが、不特定多数の者が利用する店舗等において、数か月以上前に数度利用した者の目撃情報を得ることは困難であることから、当該店舗等に対する確認は行っていない。

また、当選人佐藤は、住所を非公開にしていることに加え、地域とのつながりも希薄であるため、近隣住民から証言を集めることは難しいと考え、近隣住民への聴き取り調査も実施していない。

オ 審査申立人は、上記のほかにも様々な理由を挙げ、当選人佐藤が上尾市に居住実態がないか又は現住所Aに居住していないのではないかなどと主張しているが、審査申立人は、現住所A以外の具体的な住所地について明らかにしておらず、また、その主張を裏付ける具体的な証拠を何ら提出していない。

したがって、審査申立人の主張は、採用することができない。

### (3) 当選人金澤について

ア 審査申立人は、本件選挙の立候補時に届出した住所について、本件期間に居住

実態がなく、当選は無効であると主張する。

しかし、当選人金澤は、現住所Bにつき不動産会社との間において、令和5年6月30日から令和7年6月29日まで（2年間）を契約期間とする賃貸借契約を締結していること、令和5年8月12日に東京都豊島区内から現住所Bに転入する旨の住基法第22条第1項に基づく届出を行い、現在に至るまで現住所Bを住民票の住所としていることなどから、現住所Bには、手続的にも公的証明力が認められる。

また、電気、ガス、水道の使用状況、宅配便や郵便等の配送状況、当委員会職員の聴取及び現地調査による冷蔵庫、洗濯機、エアコン等家電製品や家具等の設置状況、さらに、自治会への加入状況や近隣住民の証言、上尾市市民生活部市民課による調査結果などから、本件期間を含め現在に至るまで、当選人金澤が現住所Bで起臥寝食をし、生活の本拠としての実体を備えていると判断せざるを得ない。

イ 審査申立人は、現住所Bについて、電気とガスの使用量は選挙が近づくにつれて増えており、電気の令和5年10月分及び11月分、ガスの同年9月分及び10月分が少ないこと、水道料金が少ないこと、電気等の使用量が前住所地の前年以前の同時期との比較がないことや当選前と当選後から審査請求終了時までとの比較がないなどと主張する。

しかし、電気やガスの使用状況については、個人の生活スタイルや天候等により大きく左右されるものであり、月ごとの使用量に多少の増減があったとしても、それは当選人金澤の生活スタイルによることは否定できない。水道の使用量が少ない理由については、風呂では湯船にはつからずにシャワーを利用しているからである。

また、電気、ガス、水道の使用量について、前年以前の同時期との比較や当選前と当選後から審査請求終了時までとの比較は、世帯の人員に増減があったというような事情の変化が認められれば有効であると考えられる。しかし、そのような事情が特に認められなければ、当該比較をしなかったからといって、調査が不十分であるとは言い難い。

ウ 審査申立人は、現住所Bについて、物干し竿がなく、室内には全体的に物が少なく、食器等もないなど、生活感がないと主張する。

しかし、当委員会職員による現地調査と当選人金澤への聴取によれば、現住所Bは幹線道路脇に位置した1階の部屋であり、洗濯物を外に干すと自動車の排気ガスによる匂いや盗難のおそれが気になるとのことであり、また、シングルマザーとして子育てをしてきた経緯などもあって経済的な余裕がないため、節約に努

めているとのことであった。

よって、審査申立人の主張には、理由がない。

エ 審査申立人は、当選人金澤は都内に住む長女の居宅に出向くことも多く、前住所地の賃貸借契約を解除していないのではないかと、また、周辺住民への聴き取りが浅く目撃情報もないため、上尾市内に居住していないのではないかなどと主張する。

しかし、当委員会職員による現地調査と当選人金澤への聴取によれば、以前所属していた政党から本件選挙に出馬することが既に決まっており、出馬の準備を進めていたこと、事情があつて長女と一緒に連れてくることはできなかったこと、いずれ時期を見て、より条件の良い上尾市内の物件に長女と共に引っ越すことを考えていること、また、上尾市内に友人が住んでおり、以前は頻繁に上尾市内に来ていたこともあつて土地勘もあること、その縁もあり本件選挙の立候補を決意したとのことであった。さらに、以前所属していた政党の関係者も上尾市内や周辺の市町村に住んでおり、政治活動や選挙運動のサポートをしてもらっているということであった。

なお、当委員会職員の聴取により、近隣に居住している複数の住民から、当選人金澤は令和5年8月頃から現在に至るまで、間違いなく現住所Bに居住しているとの証言を得ている。

よって、審査申立人の主張には、理由がない。

オ 審査申立人は、当選人金澤の運転免許証、クレジットカードに関する供述が理解し難いこと、当選人金澤の自宅から本件選挙に使用したビラ、チラシ、旗などが出てきていないこと、アパートの防犯カメラの映像は本人が申請すれば閲覧可能なこと、Amazonや宅配便の配達時間がわからないこと、GPSの記録の提出を拒否していること、レシートとクレジットカードの一致が少な過ぎること、クレジットカードの利用履歴が少ないこと、不可解な時間のレシートがあることなどを主張する。

しかし、令和6年6月8日に当委員会が質問したところ、当選人金澤は、運転免許証は現住所Bへの引越しの際に一時見つからなくなったが、現在は探し出して現住所Bへの住所変更手続を済ませていること、また、現住所Bには本件選挙に使用したビラやのぼり、たすきなどを保管していることも回答している。

当委員会職員による当選人金澤への聴取の際、クレジットカードは住所変更の手続済みであるとのことだった。

また、当選人金澤から提出された186枚のレシート等の利用状況を見ると、JR上尾駅周辺や現住所B周辺の飲食店での利用が大半を占めていること、外食

や日用品等の購入は主にクレジットカードで行われ、上尾市内のコンビニエンスストアや飲食店で利用されていたこと、当選人金澤が市委員会に提出したレシートとの一致も認められることなどは、第3の2(2)ウで述べたとおりであり、当選人金澤が現住所B周辺で日常的に活動していたことを示している。

審査申立人が指摘する深夜や早朝の時間帯のレシートも提出されているが、電車やバスもない時間帯のレシートであることは、むしろ当選人金澤が現住所B周辺やJR上尾駅前等で活動していたことの証左でもある。

市委員会がアパートの管理会社に防犯カメラの映像の閲覧が可能かどうか確認したが不可とのことであり、映像の保管期間も2週間しかないとのことであった。

Amazonや宅配便の配達時間については、当選人金澤のスケジュールや都合により変わり得るものであり、配達時間が不明であることをもって居住の有無を判断するものではない。

市委員会によると、GPSの記録の提出は、プライベートの内容を含むため当選人金澤から同意を得られなかったとのことであるが、GPSの記録の提出がないことをもって居住の有無を判断するものではないことは、上記と同様である。

一方、当選人金澤は、Google Mapの位置情報履歴を地図にピン刺しし、移動経路を日付ごとに示した画面の画像を市委員会に提出している。そこからは、本件期間のうち84日分の記録が確認でき、その記録からは、現住所Bが拠点となっていることが確認できる。

よって、審査申立人の主張には、理由がない。

カ 審査申立人は、上記のほかにも様々な理由を挙げ、当選人金澤が上尾市に居住実態がないか又は現住所Bに居住していないのではないかなどと主張しているが、審査申立人は、現住所B以外の具体的な住所地について明らかにしておらず、また、その主張を裏付ける具体的な証拠を何ら提出していない。

したがって、審査申立人の主張は、採用することができない。

#### (4) 宣誓義務違反について

審査申立人が指摘するように、令和2年9月10日以降に告示される選挙から、地方公共団体の議会の議員の選挙の立候補の届出に添えなければならない宣誓書において公職の候補者となるべき者が誓う事項として、当該選挙の期日において法第9条第2項又は第3項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれることを追加するものとされたところ、当該宣誓書において虚偽の誓いをした者は、法第238条の2第1項の虚偽宣誓罪の適用対象となり得るものである。

この追加の宣誓は、住所要件を満たさない者が当選を得られないことを承知の上で立候補するという法の想定するところではない例外的な事案を抑止することを目

的としたものであることは、市委員会においても指摘しているところである。

審査申立人は、本件当選人らが、仮に上尾市内に居住の実態があろうとも、立候補の届出の際に届け出た住所において居住実態がない場合、それは虚偽に当たり宣誓義務違反であると主張する。しかし、本件選挙の候補者は、あくまで本件選挙の期日までの3か月間、上尾市内に引き続き居住していると見込まれる旨を宣誓しているのであって、立候補の際に届け出た住所に居住していることを宣誓したわけではない。そのため、仮に本件選挙の期日までに立候補の際に届け出た住所以外の市内の住所に転居していたとしても、転居先に居住実態が認められれば、宣誓義務違反とならないことは明らかである。

なお、前述のとおり、本件当選人らは本件期間において上尾市内に居住しており、現在に至るまでその住所を移転していない。

したがって、審査申立人の主張には理由がないと言わざるを得ない。

### 3 投票の効力について

#### (1) 本件係争票についての判断基準

法第67条後段の規定の趣旨に徹すれば、投票の記載から選挙人の意思が判断できるときは、できる限りその投票を有効とするように解すべきであり、投票に記載された文字に誤字、脱字や明確を欠く点があり、投票の記載が候補者の氏名と一致しない場合であっても、その記載された文字を全体的に考察することによって選挙人がどの候補者に投票する意思をもって投票をしたかを判断し得るときには、当該候補者に対する有効投票と認めるのが相当である。そして、投票を二人の候補者氏名を混記したものとして無効と解するのは、当該投票の記載がいずれの候補者氏名を記載したのか全く判断し難い場合に限られるものというべきであって、そうでない場合には、いずれか一方の候補者の氏名に最も近い記載のものはこれを当該候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、又は単なる誤記によるものと解すべきである（昭和32年9月20日最高裁判所判決、昭和45年10月23日最高裁判所判決、昭和49年12月23日最高裁判所判決）。

また、他事記載とは、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であって、しかもこれが明白な場合を指すものというべく、単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤って不用意に、あるいは、習慣性のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、他事記載には当たらないものと解するのが相当である（昭和63年6月30日仙台高等裁判所判決）。

このような観点から、当委員会は、これら判決の内容を判断基準として、審査申立ての対象となる本件係争票18票が、審査申立人又は他の候補者に対する有効票に該当するか否か、あるいは法第68条第1項各号に掲げる無効投票に該当するか

否かについて、順次判断する。

なお、審査申立人は、最高裁判所の判例を引用して、「選挙人の意思は、氏名が一致しなくても誤記である場合は有効となる（昭和31年2月3日最高裁判所判決）」と、自らも認めているところである。

## (2) 審査申立人の主張に対する判断

### ア 別記1-13

この投票は、「近道りゆういち」と記載されている。

審査申立人は、「道」という漢字は使われているが、「ドウ」と読むのであり、「コンドウ」と入れようとしている意思があると主張する。

しかし、本件選挙において、新道りゆういち候補以外に類似する氏名の候補者は他に存在しないことから、「近」は「新」の誤記と認めるのが相当であり、新道りゆういち候補に対する有効投票と解すべきである。

### イ 別記1-16

この投票は、不明瞭な記載である。

審査申立人は、判読できるのは「新」と「り」のみであるから、「新り」では誰のことか不明であり、意思が明確であるとは言えないと主張する。

しかし、不明瞭な記載ではあるものの字形から、「新道りゆち」と判読できる。

また、本件選挙において、新道りゆういち候補以外に類似する氏名の候補者は他に存在しないことから、新道りゆういち候補の名「りゆういち」を記載しようとして、「うい」の二文字を誤脱したものと認められる。よって、新道りゆういち候補に対する有効投票と解するのが相当である。

### ウ 別記2-1

この投票は、「近藤たか子」と記載されている。

審査申立人は、「近藤」とはっきり書いてあり、「近藤」と書くことに躊躇がなく、「近藤」と入れようとしたと考えられると主張する。

しかし、1文字目の「近」以外の文字は新藤たか子候補の氏名と一致していること、本件選挙において、新藤たか子候補以外に類似する氏名の候補者は他に存在しないこと、記載全体から判断して新藤たか子候補の氏名を記載したものと判読できることから、「近」は「新」の誤記と認められる。よって、新藤たか子候補に対する有効投票と解するのが相当である。

### エ 別記3-1及び3-2

これらの投票は、「佐藤えいり」と記載されている。

審査申立人は、選挙人は常に候補者中の何人かに投票するものという推測をしてはいけない（昭和42年9月12日最高裁判所判決）のであるから、佐藤えりいと佐藤えいりは別人であると主張する。

しかし、本件選挙において、佐藤えりい候補以外に類似する氏名の候補者は他に存在しないことから、「えいり」は「えりい」の誤記と認めるのが相当であり、佐藤えりい候補に対する有効投票と解すべきである。

#### オ 別記3-5

この投票は、「さとう●りい」と記載されている（以下、不明瞭な記載を「●」とする。）。

審査申立人は、「さとうえりい」とも「さとうこんりい」とも読めるが、選挙人は常に候補者中の何人かに投票するものという推測をしてはいけない（昭和42年9月12日最高裁判所判決）。「え」と読むには点の後が一筆書きになるが、ここでは「こ」のように、棒が2つ横に分離しているため、「え」と読めない。そのため、「こ」と「ん」に分離していると考えられ、意思が明白とは言えないと主張する。

しかし、不明瞭な記載ではあるものの、記載全体から明らかに佐藤えりい候補の氏名を記載したものと判読できる。よって、佐藤えりい候補に対する有効投票と認めるのが相当である。

#### カ 別記3-6

この投票は、「佐藤え●●」と記載されている。

審査申立人は、「えいい」と書いてあるように見えるのが問題である。選挙人は常に候補者中の何人かに投票するものという推測をしてはいけない（昭和42年9月12日最高裁判所判決）のであるから、文字の形から判断すべきである。そうすると「えいい」又は「えりい」としか考えられず、判断がつかない以上意思が明白とは言えないと主張する。

しかし、不明瞭な記載ではあるものの、記載全体から明らかに佐藤えりい候補の氏名を記載したものと判読できる。よって、佐藤えりい候補に対する有効投票と認めるのが相当である。

#### キ 別記3-9

この投票は、「えり●」と記載されている。

審査申立人は、「えり」までは読める。その後が「い」であれば、佐藤えりい候補に対する有効投票であるが、選挙人は常に候補者中の何人かに投票するものという推測をしてはいけない（昭和42年9月12日最高裁判所判決）。文字の形を見ると、ほぼ横線棒になっているため、単に鉛筆の跡がついたとするのが相当で、「えり」と



いう候補者はいないので、意思が明白とは言えないと主張する。

しかし、この投票は、3文字目がやや不明瞭な記載ではあるものの、「えりい」と記載したものと判読できる。名のみを記載した投票も有効であり、本件選挙において、佐藤えりい候補以外に類似する名の候補者もない。よって、佐藤えりい候補に対する有効投票と認めるのが相当である。

#### ク 別記3-10及び3-11

これらの投票は「佐藤えりい」と記載されている。

審査申立人は、「い」が小さい文字となっており、通常のひらがなの使い方と異なり、特徴的なものであるから、選挙人を推知させる意識的記載（昭和63年6月30日仙台高等裁判所判決）として他事記載であると主張する。

しかし、本件選挙において、佐藤えりい候補以外に類似する氏名の候補者は他に存在しないことから、「い」は「い」の誤記と認めるのが相当であり、佐藤えりい候補に対する有効投票と解すべきである。

#### ケ 別記3-14

この投票は、「佐藤えり●」と記載されている。

審査申立人は、「佐藤えり」までは読めるが、「い」の場合、左から右に向かってはねるのに対し、右から左に向かってはねている。そのため、誤記とは言えず特徴的なものであるから、選挙人を推知させる意識的記載（昭和63年6月30日仙台高等裁判所判決）として他事記載であると主張する。

しかし、不明瞭な記載はあるものの、記載全体から明らかに佐藤えりい候補の氏名を記載したものと判読できる。また「い」と判読できる文字の間に点が記載されている。単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤って不用意に、あるいは、習慣性のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、他事記載には当たらないものと解するのが相当である（昭和63年6月30日仙台高等裁判所判決）とされている。当該記載は、誤って不用意に記載された線と認められる。よって、佐藤えりい候補に対する有効投票と解すべきである。

#### コ 別記3-15

この投票は、「さとうえいい」と記載されている。

審査申立人は、「さとうえ」までは読めるが、次の文字は、右と左で棒の長さが同じであり「い」に読める。そのため「さとうえいい」となり、これは意思が明確とは言えないと主張する。

しかし、不明瞭な記載はあるものの、記載全体から明らかに佐藤えりい候補の氏

名を記載したものと判読できる。よって、佐藤えりい候補に対する有効投票と解すべきである。

#### サ 別記3-18

この投票は、「佐藤●●」と記載されている。

審査申立人は、「佐藤」までは読めるが、選挙人は常に候補者中の何人かに投票するものという推測をしてはいけない（昭和42年9月12日最高裁判所判決）。そうなると次の文字が「え」と読めるかわからないし、読めたとしてもその後が判読不能となっているため、意思が明白とは言えないと主張する。

しかし、この投票は、不明瞭な記載ではあるものの、「佐藤えいり」と判読することができ、記載全体から明らかに佐藤えりい候補の名を誤記したものと認められる。よって、佐藤えりい候補に対する有効投票と解すべきである。

#### シ 別記3-19

この投票は、「佐藤えりいさん」と記載されているように判読できる。

審査申立人は、「佐藤えりい」までは読めるが、その後が「さん」、「くん」と書いてあるのか、ぐにゃぐにゃと書いたのかわからない。仮に「さん」であれば、佐藤氏が女性なので敬称としてわかりやすい。もっとも「くん」の場合、女性に付けることもあるが、まだそれは少数であり特徴的なものと言える。そのため、選挙人を推知させる意識的記載（昭和63年6月30日仙台高等裁判所判決）として他事記載であると主張する。

しかし、「さん」は敬称であり、また、仮に「くん」と記載されているとしても、「くん」は法第68条第1項第6号ただし書により、「さん」と同様に敬称の類を記入したものであるから、他事記載ではないとされている。よって、佐藤えりい候補に対する有効投票と解すべきである。

#### ス 別記3-20

この投票は、「佐藤エリ」と記載されている。

審査申立人は、「佐藤エリ」という候補者はおらず、モデルの佐藤エリを指している可能性もゼロではない。選挙人は常に候補者中の何人かに投票するものという推測をしてはいけない（昭和42年9月12日最高裁判所判決）ことからすると、どちらともとれるので、意思が明白でないか、候補者以外の名前を書いたと言えると主張する。

しかし、記載全体から明らかに佐藤えりい候補の名「えりい」を片仮名で記載しようとして、「イ」の1字を誤脱したものと認めるのが相当である。よって、佐藤えりい候補に対する有効投票と解すべきである。

#### セ 別記3-21

この投票は、「●トえりい」と記載されている。

審査申立人は、「えりい」は読めるが、選挙人は常に候補者中の何人かに投票するものという推測をしてはいけない(昭和42年9月12日最高裁判所判決)。文字の形を見ると、カタカナの「ホ」と「ト」に見え、特に1つ目の文字は、どう見ても「佐」とは似ても似つかない。そのため意思が明白とは言えない。または、「ホ」が特徴的な書き方であるので、他事記載に当たると主張する。

しかし、1つ目の文字は不明瞭ではあるものの、2文字目の「ト」まで記載後、「ウ」を誤脱したものと認めるのが相当であり、記載全体から明らかに佐藤えりい候補の氏名を記載したものと判読できる。よって、佐藤えりい候補に対する有効投票と解すべきである。

#### ソ 別記3-22

この投票は、「佐藤え●い」と記載されている。

審査申立人は、「佐藤」までは読めるが、選挙人は常に候補者中の何人かに投票するものという推測をしてはいけない(昭和42年9月12日最高裁判所判決)。佐藤の後には、仮に「え」に見えたとしても、次はカタカナの「ソ」に見える。そうになると「佐藤えソい」か「佐藤んソい」になってしまい、意思が明確とは言えないと主張する。

しかし、不明瞭な記載はあるものの、記載全体から明らかに佐藤えりい候補の氏名を記載したものと判読できる。よって、佐藤えりい候補に対する有効投票と解すべきである。

#### タ 別記4-3

この投票は、「近藤あつし」と記載されている。

審査申立人は、近藤あつしは私の身内である。身内と勘違いして投票した可能性もあると主張する。

しかし、本件選挙の候補者である近藤たいすけ候補の氏「近藤」とひぐち敦候補の名「あつし」と記載した投票は、法第68条第1項第8号の規定により、候補者の何人を記載したかを確認し難いものと認められる。よって、二人の候補者氏名を混記したものとして無効と解するのが相当である。

以上のとおり、本件係争票18票の記載について順次検討した結果、その投票の効力の判定においては、当委員会の判断と原決定の判断とに相違はなかった。

したがって、本件係争票の中に、審査申立人又は他の候補者の有効投票とすべきもの、あるいは無効投票とすべきものは認められず、また、無効投票とされた投票

からも、いずれかの候補者の有効投票とすべきものは認められなかったことから、原決定における各候補者の得票数及び無効投票数に異動は生じない。

よって、審査申立人の主張は理由がなく、採用することができない。

#### 4 結論

よって、審査申立人の主張はいずれも理由がないから、これを棄却することとして、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和6年6月14日

埼玉県選挙管理委員会

委員長 長 峰 宏 芳

委員 尾 前 健 三

委員 菅 克 己

委員 西 山 淳 次

別 記

3-5	3-2	3-1	2-1	1-16	1-13	番号
<div data-bbox="315 528 533 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>こう 候補者氏名</small> </div> <div data-bbox="315 612 533 1203" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">           さとうこうじん         </div>	<div data-bbox="577 528 795 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>こう 候補者氏名</small> </div> <div data-bbox="577 612 795 1203" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">           佐藤 えいり         </div>	<div data-bbox="840 528 1057 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>こう 候補者氏名</small> </div> <div data-bbox="840 612 1057 1203" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">           佐藤 えいり         </div>	<div data-bbox="1102 528 1319 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>こう 候補者氏名</small> </div> <div data-bbox="1102 612 1319 1203" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">           近藤 たか子         </div>	<div data-bbox="1364 528 1581 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>こう 候補者氏名</small> </div> <div data-bbox="1364 612 1581 1203" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">           新 塚 一 郎         </div>	<div data-bbox="1626 528 1843 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>こう 候補者氏名</small> </div> <div data-bbox="1626 612 1843 1203" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">           近道 りゅういち         </div>	投票用紙

3-15	3-14	3-11	3-10	3-9	3-6	番号
<div data-bbox="315 528 535 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <small>こうほしめい</small>  <small>候補者氏名</small> </div> <div data-bbox="315 612 535 1206" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">           さとうえい         </div>	<div data-bbox="575 528 795 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <small>こうほしめい</small>  <small>候補者氏名</small> </div> <div data-bbox="575 612 795 1206" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">           佐藤            えり         </div>	<div data-bbox="835 528 1055 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <small>こうほしめい</small>  <small>候補者氏名</small> </div> <div data-bbox="835 612 1055 1206" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">           佐藤            えり         </div>	<div data-bbox="1095 528 1314 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <small>こうほしめい</small>  <small>候補者氏名</small> </div> <div data-bbox="1095 612 1314 1206" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">           佐藤            えり         </div>	<div data-bbox="1355 528 1574 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <small>こうほしめい</small>  <small>候補者氏名</small> </div> <div data-bbox="1355 612 1574 1206" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">           えり         </div>	<div data-bbox="1615 528 1834 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <small>こうほしめい</small>  <small>候補者氏名</small> </div> <div data-bbox="1615 612 1834 1206" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">           佐藤            えり         </div>	投票用紙

4-3	3-22	3-21	3-20	3-19	3-18	番号
<div data-bbox="315 523 535 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <small>こう ほう しゃ し めい</small>            候 補 者 氏 名         </div> <div data-bbox="315 612 535 1206" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="font-size: 2em;">近藤 あづし</p> </div>	<div data-bbox="575 523 795 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <small>こう ほう しゃ し めい</small>            候 補 者 氏 名         </div> <div data-bbox="575 612 795 1206" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="font-size: 2em;">佐藤 えい</p> </div>	<div data-bbox="835 523 1055 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <small>こう ほう しゃ し めい</small>            候 補 者 氏 名         </div> <div data-bbox="835 612 1055 1206" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="font-size: 2em;">ホト えりい</p> </div>	<div data-bbox="1095 523 1314 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <small>こう ほう しゃ し めい</small>            候 補 者 氏 名         </div> <div data-bbox="1095 612 1314 1206" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="font-size: 2em;">佐藤 エリ</p> </div>	<div data-bbox="1355 523 1574 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <small>こう ほう しゃ し めい</small>            候 補 者 氏 名         </div> <div data-bbox="1355 612 1574 1206" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="font-size: 2em;">佐藤 えりい</p> </div>	<div data-bbox="1615 523 1834 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <small>こう ほう しゃ し めい</small>            候 補 者 氏 名         </div> <div data-bbox="1615 612 1834 1206" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="font-size: 2em;">佐藤 えりい</p> </div>	<p>投票用紙</p>

# 証拠物件提供者一覧

番号	提供者
1	上尾市選挙管理委員会
2	県選挙管理委員会
3	当選人(金澤)
4	審査申立人



## 証拠物件等一覧

No.	受領日	証拠日付	提供者	内容	備考
1	令和6年4月5日	令和6年4月5日	上尾市選挙管理委員会	上尾市議会議員一般選挙候補者証明	
2	令和6年4月24日	令和6年4月24日	上尾市選挙管理委員会	弁明書	
3	令和6年4月19日	令和5年11月26日	上尾市選挙管理委員会	当該選挙の期日及び選挙すべき議員数の告示	
4	令和6年4月19日	令和5年11月26日	上尾市選挙管理委員会	当該選挙に係る立候補届出の告示	
5	令和6年4月19日	令和5年12月3日	上尾市選挙管理委員会	当該選挙に係る選挙録	
6	令和6年4月19日	令和5年12月4日	上尾市選挙管理委員会	当該選挙に係る当選人の告示	
7	令和6年4月19日	令和5年12月18日	上尾市選挙管理委員会	当該選挙に係る異議申出書	
8	令和6年4月19日	令和6年3月7日	上尾市選挙管理委員会	当該選挙に係る異議の申出に対する決定書	
9	令和6年4月19日	令和6年4月9日	上尾市選挙管理委員会	審査申立人の住民票	
10	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Uber Eats 注文履歴（7月22日～7月29日）	佐藤 証拠書類
11	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Uber Eats 注文履歴（8月8日～8月22日）	佐藤 証拠書類
12	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Uber Eats 注文履歴（8月23日～9月12日）	佐藤 証拠書類
13	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Uber Eats 注文履歴（9月18日～9月23日）	佐藤 証拠書類
14	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Uber Eats 注文履歴（9月21日～9月27日）	佐藤 証拠書類
15	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Uber Eats 注文履歴（10月2日～10月7日）	佐藤 証拠書類
16	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Uber Eats 注文履歴（11月25日～12月1日）	佐藤 証拠書類
17	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Uber Eats 注文履歴（12月2日～12月8日）	佐藤 証拠書類
18	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Uber Eats アカウント情報	佐藤 証拠書類
19	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	電気料金等請求書（令和5年4月分）	佐藤 証拠書類
20	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	電気料金等請求書（令和5年5月分）	佐藤 証拠書類
21	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	電気料金等請求書（令和5年6月分）	佐藤 証拠書類
22	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	電気料金等請求書（令和5年7月分）	佐藤 証拠書類
23	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	電気料金等請求書（令和5年8月分）	佐藤 証拠書類
24	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	電気料金等請求書（令和5年9月分）	佐藤 証拠書類
25	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	電気料金等請求書（令和5年10月分）	佐藤 証拠書類
26	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	電気料金等請求書（令和5年11月分）	佐藤 証拠書類
27	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	電気料金等請求書（令和5年12月分）	佐藤 証拠書類
28	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	電気料金等請求書（令和6年1月分）	佐藤 証拠書類
29	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	選挙ドットコム YouTube 広告配信終了後レポート	佐藤 証拠書類
30	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Amazon 注文履歴（令和5年9月2日～9月4日）	佐藤 証拠書類
31	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Amazon 注文履歴（令和5年8月21日～8月25日）	佐藤 証拠書類

No.	受領日	証拠日付	提供者	内容	備考
32	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Amazon 注文履歴（令和5年8月25日～8月29日）	佐藤 証拠書類
33	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Amazon 配送先情報	佐藤 証拠書類
34	令和6年4月19日	令和5年9月3日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
35	令和6年4月19日	令和5年9月3日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
36	令和6年4月19日	令和5年9月4日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
37	令和6年4月19日	令和5年9月6日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
38	令和6年4月19日	令和5年9月6日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
39	令和6年4月19日	令和5年9月7日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
40	令和6年4月19日	令和5年9月9日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
41	令和6年4月19日	令和5年9月9日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
42	令和6年4月19日	令和5年9月11日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
43	令和6年4月19日	令和5年9月11日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
44	令和6年4月19日	令和5年9月11日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
45	令和6年4月19日	令和5年9月12日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
46	令和6年4月19日	令和5年9月12日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
47	令和6年4月19日	令和5年9月13日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
48	令和6年4月19日	令和5年9月15日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
49	令和6年4月19日	令和5年9月16日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
50	令和6年4月19日	令和5年9月16日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
51	令和6年4月19日	令和5年9月17日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
52	令和6年4月19日	令和5年9月17日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
53	令和6年4月19日	令和5年9月17日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
54	令和6年4月19日	令和5年9月17日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
55	令和6年4月19日	令和5年9月18日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
56	令和6年4月19日	令和5年9月18日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
57	令和6年4月19日	令和5年9月18日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
58	令和6年4月19日	令和5年9月21日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
59	令和6年4月19日	令和5年9月22日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
60	令和6年4月19日	令和5年9月22日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
61	令和6年4月19日	令和5年9月24日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
62	令和6年4月19日	令和5年9月25日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
63	令和6年4月19日	令和5年9月25日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
64	令和6年4月19日	令和5年9月26日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
65	令和6年4月19日	令和5年9月27日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類









No.	受領日	証拠日付	提供者	内容	備考
202	令和6年4月19日	令和5年12月5日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
203	令和6年4月19日	令和5年12月7日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
204	令和6年4月19日	令和5年12月8日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
205	令和6年4月19日	令和5年12月10日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
206	令和6年4月19日	令和5年12月11日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
207	令和6年4月19日	令和5年12月11日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
208	令和6年4月19日	令和5年12月15日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
209	令和6年4月19日	令和5年12月15日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
210	令和6年4月19日	令和5年12月20日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
211	令和6年4月19日	令和5年12月20日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
212	令和6年4月19日	令和5年12月20日	上尾市選挙管理委員会	払込受領証	金澤 証拠書類
213	令和6年4月19日	令和5年12月21日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
214	令和6年4月19日	令和5年12月22日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
215	令和6年4月19日	令和5年12月23日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
216	令和6年4月19日	令和5年12月28日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
217	令和6年4月19日	令和5年12月28日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
218	令和6年4月19日	令和5年12月28日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
219	令和6年4月19日	令和5年12月28日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
220	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	図書館利用カード	金澤 証拠書類
221	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	診察券	金澤 証拠書類
222	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	インターネットカフェ会員証	金澤 証拠書類
223	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	診察券	金澤 証拠書類
224	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	町内会費徴収票（令和5年度分7月～4月）	金澤 証拠書類
225	令和6年4月19日	令和5年9月30日	上尾市選挙管理委員会	Amazon 出荷明細書（令和5年9月30日）	金澤 証拠書類
226	令和6年4月19日	令和5年10月9日	上尾市選挙管理委員会	配達伝票	金澤 証拠書類
227	令和6年4月19日	令和5年10月11日	上尾市選挙管理委員会	配達伝票	金澤 証拠書類
228	令和6年4月19日	令和5年10月24日	上尾市選挙管理委員会	配達伝票	金澤 証拠書類
229	令和6年4月19日	令和5年10月27日	上尾市選挙管理委員会	配達伝票	金澤 証拠書類
230	令和6年4月19日	令和5年11月1日	上尾市選挙管理委員会	配達伝票	金澤 証拠書類
231	令和6年4月19日	令和5年11月3日	上尾市選挙管理委員会	配達伝票	金澤 証拠書類
232	令和6年4月19日	令和5年11月3日	上尾市選挙管理委員会	配達伝票	金澤 証拠書類
233	令和6年4月19日	令和5年11月6日	上尾市選挙管理委員会	配達伝票	金澤 証拠書類
234	令和6年4月19日	令和5年11月17日	上尾市選挙管理委員会	配達伝票	金澤 証拠書類
235	令和6年4月19日	令和5年12月6日	上尾市選挙管理委員会	配達伝票	金澤 証拠書類

No.	受領日	証拠日付	提供者	内容	備考
236	令和6年4月19日	令和6年1月5日	上尾市選挙管理委員会	配達伝票	金澤 証拠書類
237	令和6年4月19日	令和6年1月6日	上尾市選挙管理委員会	配達伝票	金澤 証拠書類
238	令和6年4月19日	令和6年1月10日	上尾市選挙管理委員会	配達伝票	金澤 証拠書類
239	令和6年4月19日	令和6年1月18日	上尾市選挙管理委員会	配達伝票	金澤 証拠書類
240	令和6年4月19日	令和6年1月23日	上尾市選挙管理委員会	配達伝票	金澤 証拠書類
241	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	クレジットカード会社からの封書	金澤 証拠書類
242	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	保険会社からの郵便物	金澤 証拠書類
243	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	資格試験に関する郵便物	金澤 証拠書類
244	令和6年4月19日	令和5年8月24日	上尾市選挙管理委員会	知人からの葉書	金澤 証拠書類
245	令和6年4月19日	令和5年12月20日	上尾市選挙管理委員会	交通系ICカード利用明細（令和5年11月8日～12月20日）	金澤 証拠書類
246	令和6年4月19日	令和6年1月25日	上尾市選挙管理委員会	交通系ICカード利用明細（令和5年12月9日～令和6年1月21日）	金澤 証拠書類
247	令和6年4月19日	令和6年2月7日	上尾市選挙管理委員会	交通系ICカード利用明細（令和5年12月20日～令和6年2月4日）	金澤 証拠書類
248	令和6年4月19日	令和5年7月16日	上尾市選挙管理委員会	LPガス供給申込書	金澤 証拠書類
249	令和6年4月19日	令和5年7月16日	上尾市選挙管理委員会	LPガス取引保証金仮預り証	金澤 証拠書類
250	令和6年4月19日	令和5年7月16日	上尾市選挙管理委員会	LPガス設備点検調査結果のお知らせ	金澤 証拠書類
251	令和6年4月19日	令和5年7月16日	上尾市選挙管理委員会	自転車登録防犯カード	金澤 証拠書類
252	令和6年4月19日	令和5年7月18日	上尾市選挙管理委員会	保険会社からの郵便物	金澤 証拠書類
253	令和6年4月19日	令和5年8月21日	上尾市選挙管理委員会	保険会社からの郵便物	金澤 証拠書類
254	令和6年4月19日	令和5年6月30日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
255	令和6年4月19日	令和5年7月14日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
256	令和6年4月19日	令和5年7月15日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
257	令和6年4月19日	令和5年8月26日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
258	令和6年4月19日	令和5年8月26日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
259	令和6年4月19日	令和5年8月29日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
260	令和6年4月19日	令和5年10月18日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
261	令和6年4月19日	令和5年10月27日	上尾市選挙管理委員会	領収書	金澤 証拠書類
262	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	クレジットカード利用明細（令和5年9月1日～9月27日）	金澤 証拠書類
263	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	クレジットカード利用明細（令和5年9月28日～10月27日）	金澤 証拠書類
264	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	クレジットカード利用明細（令和5年10月28日～11月23日）	金澤 証拠書類
265	令和6年4月19日	令和5年6月4日	上尾市選挙管理委員会	不動産賃貸借確認書	金澤 証拠書類
266	令和6年4月19日	令和5年6月30日	上尾市選挙管理委員会	不動産賃貸借契約書	金澤 証拠書類
267	令和6年4月19日	令和5年6月27日	上尾市選挙管理委員会	不動産賃貸借申込内容の確認書	金澤 証拠書類



No.	受領日	証拠日付	提供者	内容	備考
268	令和6年4月19日	令和5年6月27日	上尾市選挙管理委員会	家賃保証契約書	金澤 証拠書類
269	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	預金口座入出金明細書（令和5年7月14日～令和6年1月10日）	金澤 証拠書類
270	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	水道料金・下水道使用料納入通知葉書（令和5年10月分）	金澤 証拠書類
271	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	水道料金・下水道使用料納入通知葉書（令和5年12月分）	金澤 証拠書類
272	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	水道・下水道使用水量等のお知らせ（令和5年10月分）	金澤 証拠書類
273	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	水道・下水道使用水量等のお知らせ（令和5年12月分）	金澤 証拠書類
274	令和6年4月19日	令和5年9月13日	上尾市選挙管理委員会	LPガス検針結果のお知らせ	金澤 証拠書類
275	令和6年4月19日	令和5年10月16日	上尾市選挙管理委員会	LPガス検針結果のお知らせ	金澤 証拠書類
276	令和6年4月19日	令和5年11月14日	上尾市選挙管理委員会	LPガス検針結果のお知らせ	金澤 証拠書類
277	令和6年4月19日	令和5年12月13日	上尾市選挙管理委員会	LPガス検針結果のお知らせ	金澤 証拠書類
278	令和6年4月19日	令和6年1月12日	上尾市選挙管理委員会	LPガス検針結果のお知らせ	金澤 証拠書類
279	令和6年4月19日	令和5年9月14日	上尾市選挙管理委員会	電気使用量のお知らせ	金澤 証拠書類
280	令和6年4月19日	令和5年10月17日	上尾市選挙管理委員会	電気使用量のお知らせ	金澤 証拠書類
281	令和6年4月19日	令和5年11月15日	上尾市選挙管理委員会	電気使用量のお知らせ	金澤 証拠書類
282	令和6年4月19日	令和5年12月15日	上尾市選挙管理委員会	電気使用量のお知らせ	金澤 証拠書類
283	令和6年4月19日	令和6年1月16日	上尾市選挙管理委員会	電気使用量のお知らせ	金澤 証拠書類
284	令和6年4月19日	令和6年1月16日	上尾市選挙管理委員会	電気料金契約内容	金澤 証拠書類
285	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Googleマップ タイムライン（令和5年9月3日）	金澤 証拠書類
286	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Googleマップ タイムライン（令和5年9月4日）	金澤 証拠書類
287	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Googleマップ タイムライン（令和5年9月6日）	金澤 証拠書類
288	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Googleマップ タイムライン（令和5年9月7日）	金澤 証拠書類
289	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Googleマップ タイムライン（令和5年9月8日）	金澤 証拠書類
290	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Googleマップ タイムライン（令和5年9月9日）	金澤 証拠書類
291	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Googleマップ タイムライン（令和5年9月10日）	金澤 証拠書類
292	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Googleマップ タイムライン（令和5年9月11日）	金澤 証拠書類
293	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Googleマップ タイムライン（令和5年9月12日）	金澤 証拠書類
294	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Googleマップ タイムライン（令和5年9月13日）	金澤 証拠書類
295	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Googleマップ タイムライン（令和5年9月14日）	金澤 証拠書類
296	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Googleマップ タイムライン（令和5年9月15日）	金澤 証拠書類
297	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Googleマップ タイムライン（令和5年9月17日）	金澤 証拠書類
298	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Googleマップ タイムライン（令和5年9月18日）	金澤 証拠書類
299	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Googleマップ タイムライン（令和5年9月19日）	金澤 証拠書類
300	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Googleマップ タイムライン（令和5年9月21日）	金澤 証拠書類
301	令和6年4月19日	-	上尾市選挙管理委員会	Googleマップ タイムライン（令和5年9月22日）	金澤 証拠書類





No.	受領日	証拠日付	提供者	内容	備考
370	令和6年4月19日	令和6年2月19日	上尾市選挙管理委員会	住所要件に係る周辺住民への聞き取り結果	
371	令和6年4月19日	令和6年2月21日	上尾市選挙管理委員会	住所要件に係る周辺住民への聞き取り結果	
372	令和6年4月19日	令和6年2月8日	上尾市選挙管理委員会	住民基本台帳法第34条第2項に基づく調査結果	
373	令和6年4月19日	令和6年2月21日	上尾市選挙管理委員会	住民基本台帳法第34条第3項に基づく調査結果（追加）	
374	令和6年4月19日	令和5年11月26日	上尾市選挙管理委員会	宣誓書（佐藤）	
375	令和6年4月19日	令和5年11月26日	上尾市選挙管理委員会	宣誓書（金澤）	
376	令和6年5月16日	令和6年5月16日	県選挙管理委員会	当選人（佐藤）への聴取結果報告書	
377	令和6年5月16日	令和6年5月16日	県選挙管理委員会	写真	佐藤 証拠書類
378	令和6年5月16日	令和6年5月16日	県選挙管理委員会	写真	佐藤 証拠書類
379	令和6年5月16日	令和6年5月16日	県選挙管理委員会	写真	佐藤 証拠書類
380	令和6年5月16日	令和6年5月16日	県選挙管理委員会	写真	佐藤 証拠書類
381	令和6年5月16日	令和6年5月16日	県選挙管理委員会	写真	佐藤 証拠書類
382	令和6年5月16日	令和6年5月16日	県選挙管理委員会	写真	佐藤 証拠書類
383	令和6年5月16日	令和6年5月16日	県選挙管理委員会	写真	佐藤 証拠書類
384	令和6年5月16日	令和6年5月16日	県選挙管理委員会	写真	佐藤 証拠書類
385	令和6年5月16日	令和6年5月16日	県選挙管理委員会	当選人（金澤）への聴取結果報告書	金澤 証拠書類
386	令和6年5月16日	令和6年5月16日	県選挙管理委員会	写真	金澤 証拠書類
387	令和6年5月16日	令和6年5月16日	県選挙管理委員会	写真	金澤 証拠書類
388	令和6年5月16日	令和6年5月16日	県選挙管理委員会	写真	金澤 証拠書類
389	令和6年5月16日	令和6年5月16日	県選挙管理委員会	写真	金澤 証拠書類
390	令和6年5月16日	令和6年5月16日	県選挙管理委員会	写真	金澤 証拠書類
391	令和6年5月16日	令和6年5月16日	県選挙管理委員会	写真	金澤 証拠書類
392	令和6年5月16日	令和6年5月16日	県選挙管理委員会	写真	金澤 証拠書類
393	令和6年5月16日	令和6年5月16日	県選挙管理委員会	写真	金澤 証拠書類
394	令和6年5月20日	令和6年5月17日	県選挙管理委員会	住民票（佐藤）	佐藤 証拠書類
395	令和6年5月20日	令和6年5月17日	県選挙管理委員会	住民票（金澤）	金澤 証拠書類
396	令和6年5月23日	令和6年5月17日	県選挙管理委員会	全部事項証明書（土地）	佐藤 証拠書類
397	令和6年5月23日	令和6年5月17日	県選挙管理委員会	全部事項証明書（建物）	佐藤 証拠書類
398	令和6年5月27日	-	当選人（金澤）	意見書	金澤 証拠書類
399	令和6年5月27日	令和5年10月19日	当選人（金澤）	国民年金保険料 納付書（令和5年1月～2月分）	金澤 証拠書類
400	令和6年5月27日	令和5年12月8日	当選人（金澤）	国民年金保険税 払込票（令和5年度4期分）	金澤 証拠書類
401	令和6年5月27日	令和5年12月15日	当選人（金澤）	国民健康保険税 納付書（令和5年度6期分）	金澤 証拠書類
402	令和6年5月27日	令和6年1月26日	当選人（金澤）	領収書	金澤 証拠書類
403	令和6年5月27日	令和6年1月26日	当選人（金澤）	ガス料金 払込票（令和5年10月分）	金澤 証拠書類

No.	受領日	証拠日付	提供者	内容	備考
404	令和6年5月27日	令和6年1月26日	当選人（金澤）	ガス料金 払込票（令和6年1月分）	金澤 証拠書類
405	令和6年5月27日	令和6年2月15日	当選人（金澤）	領収書	金澤 証拠書類
406	令和6年5月27日	令和6年2月15日	当選人（金澤）	国民健康保険税 払込票（令和5年度8期）	金澤 証拠書類
407	令和6年5月27日	令和6年2月15日	当選人（金澤）	水道料金・下水道使用料 払込票（令和5年12月分）	金澤 証拠書類
408	令和6年5月27日	令和6年4月7日	当選人（金澤）	領収書	金澤 証拠書類
409	令和6年5月27日	令和6年4月7日	当選人（金澤）	国民年金保険料 納付書（令和6年4月分）	金澤 証拠書類
410	令和6年5月27日	令和6年5月2日	当選人（金澤）	領収書	金澤 証拠書類
411	令和6年5月27日	令和6年5月2日	当選人（金澤）	国民年金保険料 納付書（令和6年3月分）	金澤 証拠書類
412	令和6年5月27日	令和5年10月3日	当選人（金澤）	国民年金保険料 控除証明書	金澤 証拠書類
413	令和6年5月27日	令和6年1月23日	当選人（金澤）	国民健康保険税 納付確認書	金澤 証拠書類
414	令和6年5月27日	令和6年2月13日	当選人（金澤）	ガス料金 請求書（令和6年2月分）	金澤 証拠書類
415	令和6年5月27日	令和6年3月14日	当選人（金澤）	ガス料金 請求書（令和6年3月分）	金澤 証拠書類
416	令和6年5月27日	令和6年4月15日	当選人（金澤）	ガス料金 請求書（令和6年4月分）	金澤 証拠書類
417	令和6年5月27日	-	当選人（金澤）	日本年金機構からの葉書	金澤 証拠書類
418	令和6年5月27日	-	当選人（金澤）	日本年金機構からの葉書	金澤 証拠書類
419	令和6年5月29日	令和6年5月29日	県選挙管理委員会	証言記録	
420	令和6年6月8日	-	県選挙管理委員会	口頭意見陳述記録書	
421	令和6年6月8日	-	当選人（金澤）	運転免許証の写し	金澤 証拠書類
422	令和6年6月8日	-	当選人（金澤）	クレジットカード登録情報	金澤 証拠書類
423	令和6年6月8日	-	審査申立人	口頭意見陳述発言原稿等	

## 現地調査等一覧

	調査日	調査場所	調査の概要
1	令和6年5月16日	当選人（佐藤）の現住所地	当選人の居住状況を確認。
2	令和6年5月16日	当選人（金澤）の現住所地	当選人の居住状況を確認。

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第五号

地方自治法第二百四十二条第五項（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和六年六月二十一日

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 立 石 泰 広

埼玉県監査委員 日下部 伸 三

## 埼玉県職員措置請求に係る監査の結果

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

(省略)

#### 2 請求書の受付

令和6年4月18日

#### 3 請求の内容

##### (1) 請求の対象者

埼玉県知事

##### (2) 請求の趣旨

ア 埼玉県職員A(しらこぼと公園管理事務所長(当時))(以下「A」という。)には次の非違行為があった。

(ア) 2023年4月29～30日に行われた水着撮影会開催のための公園利用申請を不許可としなければならなかったにもかかわらずこれを許可したこと

2023年4月29～30日の水着撮影会当日の監視業務に当たっていたしらこぼと公園管理事務所職員の職務上の義務違反または職務懈怠についての当該職員の上司としての管理監督責任

2023年4月29～30日の水着撮影会の実態を少なくとも2023年6月3日に一般市民に指摘されるまで1か月以上も把握せず、自ら主体的・能動的に調査していなかったこと

2023年6月10日に開催予定だった水着撮影会について、未成年者の出演が予定されていたことを理由に中止要請を行うべきであったにもかかわらずこれを怠ったこと

2022年4月1日にしらこぼと公園管理事務所長に就任して以来、何度も未成年者を出演させる水着撮影会の開催を許可したこと

しらこぼと公園における水着撮影会について未成年者の出演および客としての入場を禁止する許可条件を明文化していなかったこと

イ 前埼玉県職員B(埼玉県公園緑地協会理事長(当時))(以下「B」という。)および埼玉県職員C(埼玉県公園緑地協会副理事長(当時))(以下「C」という。)には次の非違行為があった。

(ア) Aの上司としての管理監督責任

(イ) 川越公園管理事務所長の上司としての管理監督責任

川越公園管理事務所長の非違行為は次のとおり。

a 2023年5月14日に川越公園で開催された水着撮影会が公序良俗に違反していたことを理由として同じ主催者が6月11日に開催予定だった水着撮影会の中止要請をするべきであったにもかかわらずこれを怠ったこと

b 2023年5月14日の水着撮影会当日の監視業務に当たっていた川越公園管理事務所職員の職務上の義務違反または職務懈怠についての当該職員の上司としての管理



#### 監督責任

- c 2022年6月11～12日に開催された未成年者を出演させた水着撮影会の開催を許可したこと
  - d 川越公園において水着撮影会の許可条件を明文化していなかったこと
- (ウ) 加須はなさき公園管理事務所長の上司としての管理監督責任  
加須はなさき公園管理事務所長の非違行為は次のとおり。
- a 2022年7月2日に開催された未成年者を出演させた水着撮影会の開催を許可したこと
  - b 加須はなさき公園において水着撮影会の許可条件を明文化していなかったこと
- (エ) 公園緑地協会理事長および副理事長兼代表理事としての職務上の義務違反または職務懈怠
- a 2023年4月29～30日にしらこぼと公園で行われた水着撮影会開催のための公園利用申請を不許可とすべきであったにもかかわらずこれを許可した職務上の義務違反または職務懈怠
  - b 2023年6月10日にしらこぼと公園で開催予定だった水着撮影会について、未成年者の出演が予定されていたことを理由に中止要請を行うべきであったにもかかわらずこれを怠ったこと
  - c 2023年5月14日に川越公園で開催された水着撮影会が公序良俗に違反していたことを理由として同じ主催者が6月11日に開催予定だった水着撮影会の中止要請をするべきであったにもかかわらずこれを怠ったこと
  - d 公園緑地協会副理事長兼代表理事に就任して以来、未成年者を出演させる水着撮影会の開催を許可したこと
  - e 水着撮影会について未成年者の出演および客としての入場を禁止する許可条件を明文化していなかったこと

#### (3) 請求する措置の内容

- ア Aに対し、任命権者である埼玉県知事は、本請求書に記載するAの各非違行為(不作為を含む。以下同じ)から遅くない時期に減給または停職の懲戒処分を行うべきであるにもかかわらず、知事がAに対して減給または停職処分を怠り、給与を減額せずに全額支給し続けていることは違法若しくは不当な公金の支出に該当するものであり(地方自治法第242条第2項の規定により、本件請求の対象となるのは2023年4月18日以降に支出されたものとなる。以下同じ)、これにより埼玉県は本来減額するべきであった給与の金額の財産上の損害を被っている。よって、知事に対し、2023年4月18日以降に支給済みの給与のうち本来減額するべきであった金額相当額の返還請求をAに対して行うか、あるいは、Aに対して減給または停職処分を行って給与を減額して支給することで財産上の損害を実質的に補填する等の適切な是正措置を講ずべきことを求める。
- イ Bに対し、任命権者である埼玉県知事は、本請求書に記載するBの各非違行為から遅くない時期に減給または停職の懲戒処分を行うべきであったにもかかわらず、知事がBに対して減給または停職処分を怠り、給与を減額せずに全額支給し続けたことは違法若しくは不当な公金の支出に該当するものであり、これにより埼玉県は本来減額するべきであった給与の金額の財産上の損害を被っている。
- よって、知事に対し、2023年4月18日以降に支給済みの給与のうち本来減額するべき

であった金額相当額の返還請求をBに対して行う等の財産上の損害を補填する適切な是正措置を講ずべきことを求める。

ウ Cに対し、任命権者である埼玉県知事は、本請求書に記載するCの各非違行為から遅くない時期に減給または停職の懲戒処分を行うべきであるにもかかわらず、知事がCに対して減給または停職処分を怠り、給与を減額せずに全額支給し続けていることは違法若しくは不当な公金の支出に該当するものであり、これにより埼玉県は本来減額するべきであった給与の金額の財産上の損害を被っている。

よって、知事に対し、2023年4月18日以降に支給済みの給与のうち本来減額するべきであった金額相当額の返還請求をCに対して行うか、あるいは、Cに対して減給または停職処分を行って給与を減額して支給することで財産上の損害を実質的に補填する等の適切な是正措置を講ずべきことを求める。

エ Aに対し、任命権者である埼玉県知事は、本請求書に記載するAの各非違行為から遅くない時期に戒告の懲戒処分を行うべきであるにもかかわらず、知事がAに対して戒告処分を怠り、本請求書で戒告処分相当の非違行為として指摘する行為を踏まえずに勤務成績評価を行い、2023年4月1日付と2024年4月1日付の定期昇給の昇給区分および昇給号給数を決定し、その昇給区分および昇給号給数に基づいて給与を支給し続けていることは違法若しくは不当な公金の支出に該当するものであり、これにより埼玉県は本来減額するべきであった給与の金額の財産上の損害を被っている。

よって、知事に対し、2023年4月18日以降に支給済みの給与のうち本来減額するべきであった金額相当額の返還請求をAに対して行うか、あるいは、Aに対して戒告処分を行って次回の定期昇給の昇給区分および昇給号給数に反映し、給与を減額して支給することで財産上の損害を実質的に補填する等の適切な是正措置を講ずべきことを求める。

オ Bに対し、任命権者であった埼玉県知事は、本請求書に記載するBの各非違行為から遅くない時期に戒告の懲戒処分を行うべきであったにもかかわらず、知事がBに対して戒告処分を怠り、本請求書で戒告処分相当の非違行為として指摘する行為を踏まえずに勤務成績評価を行い、2023年4月1日付の定期昇給の昇給区分および昇給号給数を決定し、その昇給区分および昇給号給数に基づいて給与を支給し続けたことは違法若しくは不当な公金の支出に該当するものであり、これにより埼玉県は本来減額するべきであった給与の金額の財産上の損害を被っている。

よって、知事に対し、2023年4月18日以降に支給済みの給与のうち本来減額するべきであった金額相当額の返還請求をBに対して行う等の財産上の損害を補填する適切な是正措置を講ずべきことを求める。

カ Cに対し、任命権者である埼玉県知事は、本請求書に記載するCの各非違行為から遅くない時期に戒告の懲戒処分を行うべきであるにもかかわらず、知事がCに対して戒告処分を怠り、本請求書で戒告処分相当の非違行為として指摘する行為を踏まえずに勤務成績評価を行い、2024年4月1日付の定期昇給の昇給区分および昇給号給数を決定し、その昇給区分および昇給号給数に基づいた金額の給与が2024年4月19日以降に支給されることが予定されている。これは違法若しくは不当な公金の支出が「相当の確実さをもって予測される場合」に該当するものであり、これにより埼玉県は本来減額するべきであった給与の金額の財産上の損害を被ることが相当の確実さをもって予測される。よ

って、知事に対し、2024年4月19日以降に支給予定の給与のうち本来減額するべきであった金額相当額の返還請求をCに対して行うか、あるいは、Cに対して戒告処分を行って次回の定期昇給の昇給区分および昇給号給数に反映し、給与を減額して支給することで財産上の損害を実質的に補填する等の適切な是正措置を講ずべきことを求める。

キ Aに対し、任命権者である埼玉県知事は、本請求書で非違行為として指摘するAの行為または不作為を勤務成績評価に反映し、2023年4月1日付と2024年4月1日付の定期昇給の昇給区分および昇給号給数を決定してその昇給区分および昇給号給数に基づいて給与を支給しなければならなかったにもかかわらず、本請求書で指摘する行為または不作為を踏まえずに成績評価を行い、2023年4月1日付と2024年4月1日付の定期昇給の昇給区分および昇給号給数を決定したものと推定される。そうした昇給区分および昇給号給数に基づいて不当に高い金額の給与を支給し続けることは違法若しくは不当な公金の支出に該当するものであり(2024年4月1日付の定期昇給に基づく給与の支出が行われるのは2024年4月19日からであるが、既に昇給区分および昇給号給数が決定されている以上、それに基づいた金額の給与が支出されることは地方自治法第242条第1項の「相当の確実さをもって予測される場合」に該当することは明らかである)、これにより埼玉県は本来支給するべきであった給与の金額との差額の財産上の損害を被っているものと推定される。

よって、知事に対し、2023年4月18日以降に支給済みの給与のうち本来支給するべきであった金額との差額相当額の返還請求をAに対して行う等の適切な是正措置を講ずべきことを求める。

ク Bに対し、任命権者である埼玉県知事は、本請求書で非違行為として指摘するBの行為または不作為を勤務成績評価に反映し、2023年4月1日付の定期昇給の昇給区分および昇給号給数を決定してその昇給区分および昇給号給数に基づいて給与を支給しなければならなかったにもかかわらず、本請求書で指摘する行為または不作為を踏まえずに成績評価を行い、2023年4月1日付の定期昇給の昇給区分および昇給号給数を決定したものと推定される。そうした昇給区分および昇給号給数に基づいて不当に高い金額の給与を支給し続けたことは違法若しくは不当な公金の支出に該当するものであり、これにより埼玉県は本来支給するべきであった給与の金額との差額の財産上の損害を被っているものと推定される。

よって、知事に対し、2023年4月18日以降に支給済みの給与のうち本来支給するべきであった金額との差額相当額の返還請求をBに対して行う等の適切な是正措置を講ずべきことを求める。

ケ Cに対し、任命権者である埼玉県知事は、本請求書で非違行為として指摘するCの行為または不作為を勤務成績評価に反映し、2024年4月1日付の定期昇給の昇給区分および昇給号給数を決定してその昇給区分および昇給号給数に基づいて給与を支給しなければならなかったにもかかわらず、本請求書で指摘する行為または不作為を踏まえずに成績評価を行い、2024年4月1日付の定期昇給の昇給区分および昇給号給数を決定したものと推定される。そうした昇給区分および昇給号給数に基づいて不当に高い金額の給与を支給することは違法若しくは不当な公金支出に該当するものであり(2024年4月1日付の定期昇給に基づく給与の支出が行われるのは2024年4月19日からであるが、既に昇給区分および昇給号給数が決定されている以上、それに基づいた金額の給与が支出され

ることは地方自治法第 242 条第 1 項の「相当の確実さをもって予測される場合」に該当することは明らかである)、これにより埼玉県は本来支給すべきであった給与の金額との差額の財産上の損害を被ることが相当の確実さをもって予測される。

よって、知事に対し、2024 年 4 月 19 日以降に支給予定の給与のうち本来支給すべきであった金額との差額相当額の返還請求を C に対して行う等の適切な是正措置を講ずべきことを求める。

埼玉県知事が上記 3 名の埼玉県職員に対して本来支給されるべき金額よりも多い額の給与を支給し続けているのは「違法若しくは不当な公金の支出」(地方自治法第 242 条第 1 項)に該当するので、上記「請求する措置の内容」記載のとおり適切な是正措置を講ずべきことを求める。

#### (4) 事実証明書

- ① 大阪地裁平成 19 年 5 月 22 日判決(裁判所ウェブサイト掲載)の写し
- ② 東京地裁令和元年 12 月 16 日判決(平成 28 年(行ウ)第 584 号違法公金支出損害賠償住民訴訟事件)の写し
- ③ 東京高裁令和 3 年 10 月 29 日判決(令和 2 年(行コ)第 23 号違法公金支出損害賠償住民訴訟控訴事件)の写し
- ④ 平成 31 年 3 月の東京都豊島区の住民監査請求結果(職員給与に係る住民監査請求③)の写し
- ⑤ 宮代町の住民監査請求結果(平成 22 年 11 月 24 日宮代町監査委員告示第 2 号)の写し
- ⑥ 東京新聞 2023 年 6 月 24 日朝刊の記事の写し
- ⑦ 東京新聞 2023 年 12 月 23 日朝刊の記事の写し
- ⑧ 埼玉県営水上公園における水着撮影会の在り方検討会の提言の写し
- ⑨ 埼玉県営水上公園における水着撮影会の在り方検討会第 2 回の議事概要の写し
- ⑩ 埼玉県営水上公園における水着撮影会の在り方検討会第 3 回の議事概要の写し
- ⑪ 2023 年 6 月 12 日の埼玉県知事定例記者会見録の写し
- ⑫ 2023 年 4 月 29 日～30 日にしらこぼと公園で開催された水着撮影会の模様の写し
- ⑬ 東京新聞 2023 年 8 月 27 日朝刊の記事の写し
- ⑭ 2022 年 12 月に策定されたしらこぼと公園の水着撮影会の許可条件の写し
- ⑮ 「【お詫び】水着祭 2023 開催中止に関しまして」と題する文書の写し
- ⑯ 従前からの各公園共通の許可条件の写し
- ⑰ 公園管理事務所との電話の内容の記録の写し
- ⑱ 水着撮影会主催者のウェブサイトの写し
- ⑲ 2022 年度にしらこぼと公園で開催された未成年者が出演した水着撮影会の模様の写し
- ⑳ 平成 31 年 3 月の東京都豊島区の住民監査請求結果(職員給与に係る住民監査請求①)の写し
- ㉑ 2023 年 5 月 14 日に川越公園で開催された水着撮影会の模様の写し
- ㉒ 2022 年 6 月 11～12 日に川越公園で開催された水着撮影会の模様の写し
- ㉓ 2022 年 7 月 2 日に加須はなさき公園で開催された水着撮影会的主催者と出演者のウェブサイト、SNS アカウントなどの写し
- ㉔ 『新版逐条地方公務員法第 5 次改訂版』(学陽書房 2020 年)の抜粋の写し

- ㊸ 最高裁判所昭和 62 年 2 月 20 日判決民集 41 卷 1 号 122 頁の写し
- ㊹ 埼玉県と埼玉県公園緑地協会との間の埼玉県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項本文に基づく取決め書の写し
- ㊺ 公益法人等に派遣された自治体職員の派遣先団体における職務上の非違行為を理由に自治体首長が懲戒処分を行った事例について報じた新聞記事の写し
- ㊻ 「監査委員による住民監査請求の違法な却下処分への法的対応について」現代監査 No.27 (2017 年 3 月) の資料の写し
- ㊼ 公文書開示請求によって開示された給与明細(令和 6 年 4 月 2 日出総第 1262 号)の写し
- ㊽ 公文書開示請求によって開示された定期昇給関係文書(令和 6 年 4 月 2 日親人第 1 号、令和 6 年 4 月 8 日親人第 5 号)の写し
- ㊾ 『新版逐条地方自治法第 9 次改訂版』(学陽書房 2017 年)抜粋の写し
- ㊿ 埼玉県公園緑地協会が令和 6 年 3 月 5 日付で公表した「埼玉県営水上公園における水着撮影会開催の手引き」の写し

## 第 2 請求の要件審査

令和 6 年 5 月 15 日、監査委員会議を開催し、本件請求が地方自治法第 242 条第 1 項に定める要件を備えているものと認めた。

## 第 3 監査の実施

### 1 監査対象事項

令和 4 年 4 月から令和 6 年 3 月までの、公益財団法人埼玉県公園緑地協会に派遣されていた県職員が行った、県営しらこぼと公園において実施された「水着撮影会」に係る行為許可及び川越公園及び加須はなさき公園の当該行為許可に係る管理監督並びに当該行為許可から生じると主張されている当該県職員の懲戒処分及び勤務成績評価について、監査対象とした。

### 2 監査対象機関

公園スタジアム課、人事課、出納総務課

### 3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 6 年 5 月 29 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出及び陳述があった。

また、同日、公園スタジアム課、人事課、出納総務課の陳述の聴取を行った。その際、地方自治法第 242 条第 8 項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

陳述の要旨は、次のとおりであった。

#### (1) 請求人の陳述の要旨

本件請求に係る当時の県職員 3 名 (A、B、C) が地方公務員法第 33 条が禁止する「信用失墜行為」および地方公務員法第 29 条第 1 項第 3 号の「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」に該当する行為ないし不作為を行った。

2023 年 4 月 29 日～30 日にしらこぼと公園において開催された水着撮影会では、本件請求人が確認しただけでも、中学生 3 名を含む 12 名もの未成年者が出演している。当時し

らこぼと公園管理事務所長だったAは、主催者に対して未成年者を出演させないように事前に指導することを怠り、中学生を含めた未成年者を出演させる水着撮影会の開催を許可した。

CとBはAの上司としての管理監督責任および公園緑地協会副理事長(代表理事)としての責任を負う。

中でも、2008年9月23日生の当時14歳の中学生は、大腿部を開いた姿態や陰部や臀部を誇示した姿態の写真を撮影させている。このようなポーズや水着は明らかに公序良俗に反するもので、たとえ成人であったとしても禁止されなければならないものであり、実際、2024年度からは禁止されている(おしりを突き出すポーズ、水着をずらす、M字開脚など)。

また、2008年8月11日生の当時14歳の中学生を大勢の成人男性(大半は中高年男性と推測される)が取り囲んで撮影している。

常識的なものの見方をすれば、女子中学生にこのようなことをさせることが公序良俗に違反しない、公共の福祉を阻害するおそれはないとは考えられない。

このような撮影会を県民の税金で運営される公の施設である県営公園において開催することは到底許されないものであった(民間施設であってもこのような撮影会は許されるべきではない)。

このような撮影会の開催を許可したことについて、当時しらこぼと公園管理事務所長だったAとその上司であり公園緑地協会副理事長(代表理事)だったB、Cには極めて重大な責任があり、地方公務員法第33条が禁止する「信用失墜行為」および地方公務員法第29条第1項第3号の「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」に該当することは明らかである。

請求人は「14歳の中学3年生を公称しており、芸能メディアにおいても女子中学生と記述されている少女の大腿部を開いた姿態や陰部や臀部を誇示した姿態の写真が撮影会の主催者と参加者によってSNSに投稿されている」証拠を示している。

公序良俗に反する水着撮影会への未成年者の出演や卑猥なポーズ・水着を遅きに失したとはいえ今年度から禁止したのは極めて当然のことであるが、それなら、昨年まで公序良俗に反する撮影会の開催を許可してきたことについての責任が問われなければならない。

2023年4月29日～30日の水着撮影会は、このように中学生が卑猥なポーズで撮影させるなど公序良俗に違反する行為が行われており、当日に監視業務に当たっていたしらこぼと公園管理事務所職員はこれを現認して主催者に対して直ちに警告し、こうした出演者らの行為を中止させる職務上の義務を負っていたにもかかわらずこれを怠ったものであり、当該しらこぼと公園管理事務所職員の上司であったAは管理監督責任を負う。

2023年4月29日～30日の水着撮影会は、このように県営公園において開催することが到底許されない内容であった(しかも、6月12日の記者会見で大野知事が明言しているとおり、しらこぼと公園において当時明文化されていた許可条件にすら違反していたものであった)にもかかわらず、同じ主催者が開催を予定していた6月24～25日の撮影会についてしらこぼと公園管理事務所がようやく中止要請を行ったのは6月8日になってのことだった。Aはしらこぼと公園管理事務所長でありながら、2023年4月29～30日の水着撮影

会の実態を少なくとも2023年6月3日に一般市民に指摘されるまで1か月以上も把握せず、自ら主体的・能動的に調査していなかった。こうしたAの悪質かつ重大な職務上の義務違反または職務懈怠もまた、「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」および「信用失墜行為」に該当するものというべきである。

Aの上司であったBとCは管理監督責任および公園緑地協会副理事長(代表理事)としての責任を負う。

2023年5月14日に川越公園で開催された水着撮影会では、出演者が極めて卑猥な姿態の写真を撮影させている。このような撮影会は公序良俗に違反するものであり、公の施設である県営公園において開催することは到底許されないものであった。こうした撮影会の開催を未然に防げなかったことについて、川越公園管理事務所長の上司であったBとCには大きな責任がある。

川越公園管理事務所長は、5月14日の水着撮影会が公序良俗に違反していたことを理由として、同じ主催者が開催を予定していた6月11日の水着撮影会の中止要請を行わなければならなかった。川越公園管理事務所および公園緑地協会は、6月11日の水着撮影会の中止要請を行ったが、大野知事は協会に対してこの中止要請を撤回するように協会に指導し、知事の指導を受けて協会は中止要請を撤回した。

川越公園においても、公序良俗に違反する行為は禁止されていたし、川越公園管理事務所長は公序良俗に違反する行為をしたことを理由に同じ主催者が開催を予定していた6月11日の水着撮影会について中止要請を行わなければならなかったにもかかわらずこれを怠ったことは重大な職務上の義務違反または職務懈怠である。

川越公園管理事務所長の上司であったBとCは管理監督責任および公園緑地協会副理事長(代表理事)としての責任を負うものである。

これまで述べてきた上記3名の埼玉県職員の非違行為は減給または停職の懲戒処分に相当するものであるから、埼玉県知事が減給または停職処分を怠ったことは違法若しくは不当なもので、原因行為である知事の減給または停職処分の解怠が違法若しくは不当であるので、それに基づく本件支出も違法若しくは不当なものとなる。

また、上記3名の埼玉県職員の非違行為は少なくとも戒告の懲戒処分に相当するものであるから、埼玉県知事が戒告処分を怠ったことは違法若しくは不当なもので、原因行為である知事の戒告処分の解怠が違法若しくは不当であるので、3名の県職員がこれまで述べてきたような少なくとも戒告処分相当の非違行為を行ってきたことを知事が定期昇給における昇給区分および昇給号給数を決定する勤務成績評価において考慮しなかったことも違法若しくは不当なものであり、そうした昇給区分および昇給号給数の決定に基づく本件支出も違法若しくは不当なものとなる。

県も公園緑地協会も、本請求書で指摘した3名の県職員の非違行為について公式に謝罪したことはないことから、埼玉県知事は、Aの2023年4月1日付と2024年4月1日付、Bの2023年4月1日付、Cの2024年4月1日付の定期昇給において、本請求書で非違行為として指摘する行為または不作為を勤務成績評価に反映し、昇給区分および昇給号給数を決定してその昇給区分および昇給号給数に基づいて給与を支給しなければならなかったにもかかわらず、本請求書で指摘する行為または不作為を踏まえずに成績評価を行い、定期昇給の昇給区分および昇給号給数を決定したものと推定される。

## (2) 公園スタジアム課の陳述の要旨

ア 当時のしらこぼと公園管理事務所長の非違行為について

2023年4月29日～30日の水着撮影会については当時の許可条件に照らして許可したものであり、不許可とする理由はない。

アの当日に巡回した公園管理事務所の職員は許可条件に違反していた事例を発見しておらず所長も報告を受けていなかったため、職員の職務上の義務違反、所長の管理監督責任とすることはできない。

水着撮影会の行為許可にあたっては、主催者からの申請があつて許可条件を付して許可をしており、撮影会が行われている最中に、職員が巡回したが違反の確認はできなかった。撮影会の事後においてまで、自ら主体的に、能動的に調査する必要はなかった。

当時のしらこぼと公園の水着撮影会の許可条件では未成年者を出演させることを禁止していないため、「未成年者の出演」を理由に主催者に対して中止要請を行う必要はなかった。

2022年4月1日にしらこぼと公園管理事務所長に就任して以来、何度も未成年者を出演させる水着撮影会の開催を許可したことについては、当時の許可条件に照らして許可したもので、不許可とする理由はない。

当時は、しらこぼと公園における水着撮影会について未成年者の出演及び客としての入場を禁止する許可条件を禁止していなかったため明文化していなかった。

上記により、当時のしらこぼと公園管理事務所長には非違行為があつたと認められない。

イ 当時の埼玉県公園緑地協会の理事長及び副理事長の管理監督責任の有無について

前述のとおり、当時のしらこぼと公園管理事務所長には非違行為が無かつたため、その上司としての管理監督責任もない。

後述のとおり、当時の川越公園管理事務所長には非違行為が無かつたため、その上司としての管理監督責任もない。

後述のとおり、当時の加須はなさき公園管理事務所長には非違行為が無かつたためその上司としての管理監督責任もない。

ウ 当時の川越公園管理事務所長の非違行為について

2023年5月14日の水着撮影会は、公然わいせつに該当するような露出があつたとは、請求人が提出した「事実証明書㉑」からも確認できないため、公序良俗違反があつたとは考えていない。

前述のとおり、公序良俗違反が無かつたため、同公園管理事務所職員の職務上の義務違反及び職務懈怠が認められない。

2022年6月11～12日の水着撮影会については当時の許可条件に照らして許可した。川越公園では、それまで許可条件を見直すような苦情もなく、職員による巡回中に特に問題になる水着やポーズを見つけたことがなかったので、詳細な許可条件を作成する必要がなかった。その後令和5年7月に、しらこぼと公園の詳細な許可条件を基に3公園共通の許可条件を作成している。

上記により、当時の川越公園管理事務所長には非違行為があつたと認められない。

エ 当時の加須はなさき公園管理事務所長の非違行為について

2022年7月2日の水着撮影会については当時の許可条件に照らして許可した。

加須はなさき公園では、それまで許可条件を見直すような苦情もなく、職員による巡回中に特に問題になる水着やポーズを見つけたことがなかったので、詳細な許可条件を作成



する必要がなかった。その後、令和5年7月に、しらこぼと公園の詳細な許可条件を基に3公園共通の許可条件を作成している。

上記により、当時の加須はなさき公園管理事務所長には非違行為があったと認められない。

オ 当時の公園緑地協会理事長及び副理事長としての職務上の義務違反又は職務懈怠の該当性について

行為許可については、権限が各公園管理事務所に委任されている。

上記ア～エのとおり、各公園管理事務所長に非違行為があったとは認められないため、公園緑地協会理事長及び副理事長としての職務上の義務違反又は職務懈怠があったと認められない。

### (3) 人事課の陳述の要旨

ア 派遣職員に対する懲戒処分と勤務実績評価について

「派遣職員の分限処分及び懲戒処分は、県と派遣先とが取り交わす「取決め書」において、その都度、甲乙協議の上、行うものとする。」と定められている。

なお、「甲」は県を、「乙」は派遣先を指す。

「当時のしらこぼと公園管理事務所長、公園緑地協会の理事長及び副理事長の行為が、地方公務員法で規定する懲戒処分の事由に当たるか」についてであるが、本事案は派遣先の業務に関する事案であるため、派遣職員の派遣先の業務に対しては、県の地方公務員法上に定める職務上の義務は適用除外となる。

そのため、本事案における派遣職員に対する地方公務員法第29条第1項第1号の「法令違反」、同条同項第3号の「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」及び同法第33条の「信用失墜行為」に基づく懲戒処分等の必要性は、派遣先が検討する事案であるとする。派遣職員の勤務実績評価についてであるが、公益法人派遣中の県の部長級職員の場合は、「部長級職にある者の評価実施要領」に基づき、第一次評価者は部局長、第二次評価者は担当副知事、最終評価者は知事となる。

公益法人派遣中の県の課所長級職員の場合は、能力評価については「埼玉県職員人事評価規程」に基づき、第一次評価者は副部長等、最終評価者は部局長となる。実績評価については「派遣職員実績評価実施要領」に基づき、派遣先評価者は派遣先上司、第一次評価者は派遣先団体等の主務課を所管する副部長等、最終評価者は部局長となる。

昇給の判定については、「特定職員の昇給に関する勤務成績判定要領」に基づき、部長級職員については、「部長級職にある者の評価実施要領」に係る最終評価により行い、課所長級職員については、実績評価に係る最終評価の評語を基本とし、能力評価に係る最終評価の評語も参考にして、第一次判定者を副部長、最終判定者を部長として評語を決定する。

昇給判定の評語は、「極めて良好」、「特に良好」、「良好」、「やや良好」及び「良好でない」の5段階となっている。55歳以上の課所長級以上の職員は、勤務成績の判定の評語が「良好」以下の場合、55歳未満の課所長級以上の職員は、勤務成績の判定の評語が「良好でない」場合は昇給しない。

### (4) 出納総務課の陳述の要旨

ア 給与及び諸手当の支出について

本県の給与、諸手当等は、人事課が発した人事発令及び総務事務センターが認定した諸手当や休暇情報等を基に、法令に従い出納総務課で計算の上、支給しており、当該事務処

理に違法性はない。

埼玉県職員措置請求書に記載された3名についても、前述の人事発令等及び法令に従い給与の支給を行ったものであり、当該事務処理に違法性はない。

なお、出納総務課には、人事発令や諸手当の認定に関する権限はない。

#### 4 実地監査

人事課から、派遣職員に対する給与支給や懲戒処分の関係法令の提出などを受け、それらの根拠、勤務実績の評価方法などの事務執行の確認と細部に渡る疑問点などについての調査を行った。

公園スタジアム課から、県営公園における行為許可の根拠、許可基準などの関係資料の提出などを受け、水着撮影会の実態、関係する条例等に対する違法性・不当性などの確認と細部に渡る疑問点などについての調査を行った。

出納総務課から、派遣職員に対する給料・手当の支出の手順・方法、それらが減額される場合の手順などの説明を受け、それらの事務執行の確認と細部に渡る疑問点などについての調査を行った。

#### 第4 監査の結果

本件請求については、理由がないものと判断し棄却する。

以下、事実関係、監査対象事項に対する判断について述べる。

##### 1 事実関係

監査対象事項について、関係する法律、条例、規則との照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

##### (1) 県営の3公園（しらこぼと公園、川越公園、加須はなさき公園）における水着撮影会の行為許可について

県営公園や公の施設の利用については、地方自治法第244条第2項において、正当な理由がない限り住民の利用を拒んではならないと規定されている。

また、埼玉県都市公園条例第9条第2項では、公園における行為の許可をしてはならない要件が規定されている。

水着撮影会の許可は、埼玉県都市公園条例第9条に基づき、指定管理者である埼玉県公園緑地協会が行っており、協会内部での権限は理事長から各公園管理事務所長に委任されている。

令和4年4月から令和6年3月までに、水着撮影会は、しらこぼと公園で31回、川越公園で31回、加須はなさき公園で2回開催された。

水着撮影会等の行為許可については、当時の許可条件に照らして許可がなされており、また、当時行われた水着撮影会は県青少年健全育成条例（以下「青少年条例」という。）や公序良俗に対する違反の事実は認められない。

##### (2) 未成年者の出演について

水着撮影会に未成年者を出演または参加させることは、「有害役務営業」に該当する行為が行われなければ、青少年条例に違反しない。

また、令和6年3月5日に新たな許可条件が策定される前の水着撮影会の県営公園の

許可条件では、未成年者の出演を禁止していなかった。

このため、各公園の水着撮影会で未成年者が出演又は来場したかについて、各公園では把握する立場ではなかった。

#### (3) 水着撮影会の青少年条例と公序良俗との関連について

対象の期間で各県営公園で実施された水着撮影会では、出演者について年齢による出演の制限を許可条件に含めておらず、このため、監視した公園職員も出演者の年齢を確認する立場ではなかった。

水着撮影会では、「有害役務営業」などの事実は無かった。また、「公然わいせつ」に該当する性器の露出などの行為の事実は無く、公序良俗に反する事実はない。

さらに、会場は遮蔽して実施されており他の利用者の目に触れないように配慮されていた。

#### (4) 許可条件の策定・適用について

2022年度以前においては、いずれの県営公園においても、水着撮影会に特定した許可条件は策定しておらず、公園における行為許可の共通の条件を文書で示し、運用していた。

しらこぼと公園で2023年4月29日～30日に実施された水着撮影会では、行為許可の共通の条件に加えて、しらこぼと公園が策定した、モデルの服装やポーズなどに関する詳細な許可条件を適用していた。

この条件を基に同年7月に策定した3公園共通の詳細な許可条件を策定し、2023年9月及び10月のしらこぼと公園における水着撮影会で適用していた。

なお、巡回した公園管理事務所の職員が確認した範囲では、これらの許可条件に違反した行為は発見されなかった。

川越公園及び加須はなさき公園では、2023年6月までは公園における行為許可の共通の条件のみを運用していたが、それまで許可条件を見直すような苦情もなく、職員による巡回中に特に問題になる水着やポーズを見つけたことがなかった。

2023年9月及び10月の水着撮影会では、同年7月にしらこぼと公園の詳細な許可条件を元に策定した条件を適用している。

#### (5) 行為許可後の実態調査について

公園における行為許可は、主催者から許可申請の相談を受けて、事前にイベント内容や許可条件について説明等を行った上で、正式な許可申請を受付け、許可条件を付して許可をしている。

公園管理者は、行為許可したイベント実施中に、イベントが許可条件に違反していないかなどについて職員が巡回で確認している。

イベント終了後においては、イベントの内容等に関する調査は行っていない。

水着撮影会の場合も同様である。

#### (6) 懲戒処分について

公益財団法人埼玉県公園緑地協会への派遣職員に対する懲戒処分については、県と同協会が平成24年4月1日に取り交わした「取決め書」第11条において、「その都度、甲乙協議の上、行うものとする。」と定められている。（「甲」は県を「乙」は派遣先を指す。）

#### (7) 勤務成績評価について

埼玉県公園緑地協会を所管する公園スタジアム課によれば、3名の派遣職員について

は、適正な事務処理を執行しており、勤務成績評価に反映する非違行為は無かった。

(8) 給与等の支払について

県出納総務課が3名の派遣職員に対して支出した給与、諸手当等については、人事発令等及び法令に従い適正に支出されていた。

2 監査対象事項に対する判断

(1) 行為許可の違法性

請求人は、しらこぼと公園管理事務所長が、青少年条例の趣旨に反する、又は、公序良俗に反する水着撮影会を行為許可したことは違法である、と主張している。

公園での行為許可に当たっては、地方自治法第244条第2項で規定する「正当な理由」がなければ公園の利用を拒否することができない。また、都市公園条例第9条第2項では、公園の行為許可できない要件として「都市公園の管理上支障があると認められるとき」、「公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき」及び「その他都市公園の設置の目的に反すると認められるとき」が規定されている。

県が主催事業者及び施設管理者（公園緑地協会）に対する調査を行ったところ、青少年条例に定める有害役務営業に当たる事実は認められず、条例違反との判断には至らなかった。

また、公序良俗に反するか否かは、「公然わいせつ」など法令に違反する行為があるかどうか、一つの判断基準になる。刑法第174条の「公然わいせつ」における「わいせつ」とは、判例によると「徒に性欲を興奮又は刺激せしめ、且つ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するもの」とされており、具体的な基準はないものの、水着撮影会では性器の露出なども無く、「わいせつ」に該当するとはいえない。

また、会場は遮蔽して実施されており他の利用者の目に触れないように配慮されていた。

したがって、当該行為は、地方自治法第244条第2項において規定されている公園の利用を拒否する「正当な理由」又は県都市公園条例第9条第2項で行為許可できないとされる要件に該当するとはいえない。よって、しらこぼと公園管理事務所長の行為許可は、違法とはいえない。

(2) 許可条件の明文化について

請求人は、しらこぼと公園における水着撮影会について未成年者の出演及び客としての入場を禁止する許可条件を明文化していなかったこと、川越公園、加須はなさき公園において水着撮影会の詳細な許可条件を全く明文化していなかったことは、重大な職務上の義務違反又は職務懈怠であると主張している。

しらこぼと公園、川越公園及び加須はなさき公園においては、すべての行為許可の際には、許可書と合わせて許可条件を文書で示している。

その上で、しらこぼと公園において、水着撮影会について未成年者の出演及び客としての入場を禁止する許可条件を明文化していなかったのは、当時は未成年者の出演及び客としての入場に係る制限を設けていなかったためである。また、「有害役務営業」に該当しない水着撮影会であれば、青少年条例にも抵触していない。

したがって、未成年者の出演及び客としての入場を禁止する許可条件を明文化してい

なかったことが職務上の義務違反又は職務懈怠に当たるとはいえない。

また、川越公園及び加須はなさき公園においては、許可条件の明文化について、しらこぼと公園と異なる取扱いとなつてはいるものの、必要な許可条件については文書で示しており、詳細な許可条件を明文化していなかったことのみをもって、職務上の義務違反又は職務懈怠に当たるとはいえない。

### (3) 行為実施当日の確認について

請求人は、水着撮影会に中学生が卑猥なポーズで撮影させるなど公序良俗に違反する行為が行われており、当日に監視業務に当たっていた職員はこれを中止させる職務上の義務を負っており、これを怠ったのは重大な職務上の義務違反又は職務懈怠である、と主張する。

しかし、当時出演者について年齢による制限を条件とはしておらず、監視に当たっていた職員は、出演者の年齢を確認する立場になかった。また、巡視の際に公序良俗に反する行為について現認したことはなく、中止させるなどの措置を講じなければならぬ状況になかった。

よって、職員の監視について、職務上の義務違反又は職務懈怠があったとはいえない。

### (4) 行為許可後の調査について

請求人は、しらこぼと公園管理事務所長が水着撮影会後に「水着撮影会の実態を自らの主体的・能動的に調査していなかった」ことは、重大な職務上の義務違反又は職務懈怠に当たる、と主張している。

公園における行為許可に当たっては、主催者から許可申請の相談を受けて、事前にイベント内容や許可条件について説明等を行った上で、正式な許可申請を受付け、許可条件を付して許可をしている。公園管理者は、行為許可したイベント実施中においては、イベントが許可申請と合致しているか、許可条件に違反していないかについて、巡回により確認しているが、イベント終了後においては、イベントの内容等に関する調査は行っていない。水着撮影会の場合も、同様にイベント実施中は職員が巡回により確認をしており、イベント終了後における調査は行っていない。

これら一連の手続の中に不適当な点はなく、イベント終了後に調査していなかったことが職務上の義務違反又は職務懈怠に当たるとはいえない。

### (5) 在り方検討会提言を受けた許可条件について

請求人は、「埼玉県営水上公園における水着撮影会の在り方検討会」及び県公園緑地協会が今年の3月5日に新たに、18歳未満の出演禁止・撮影会への入場禁止、禁止水着や禁止ポーズでの撮影禁止などの条件が追加されたが、従前から「それらを満たさない水着撮影会は不許可とする職務上の義務を負っていた」「未成年者の出演が予定されていたことを理由に中止要請を行うべきであった」と主張している。

しかし、水着撮影会在り方検討会での提言を受けて、新たな許可条件では未成年者の参加を禁止したものであり、それ以前は、水着撮影会において未成年者の出演や入場については許可条件としていなかったため、不許可とする職務上の義務は負っていなかった。

もとより、法令は既に行われた行為に対して遡って適用されないとする「法令不遡及の原則」という考え方があり、こうした考え方からも、在り方検討会で提言さ

れた新たな許可条件に基づき、遑って当時の水着撮影会を不許可としなかった、又は、中止要請を行わなかったことが、職務上の義務違反又は職務懈怠に当たるということは適当でない。

(6) 行為許可の不当性について

水着撮影会に係る行為許可については法令等にしがって行われている。一方で、行為許可の不当性を判断する際には青少年保護に対する配慮や出演者の「表現の自由」など様々な保護すべき権利の均衡を考慮する必要がある。都市公園の自由使用の原則などを踏まえると当時の許可条件に照らして不当とはいえない。

(7) A、川越公園管理事務所長、加須はなさき公園管理事務所長の非違行為について

上記のとおり、水着撮影会に係る行為許可に関して、A、川越公園管理事務所長、加須はなさき公園管理事務所長について、違法性は認められず不当ともいえない。

よって、非違行為はないと判断する。

したがって、各所長の上司としてのB及びCに管理監督責任はないと判断する。

(8) 懲戒処分及び勤務成績評価に伴う給与の過大支出について

請求人は、B、C及びAは、それぞれの非違行為により、懲戒処分ないしは勤務成績評価に基づく昇給停止が行われなかったことは、違法又は不当な不作為である、と主張している。加えて、それらの不作為により、給与が過大に支出されている、と主張している。

地方公務員法では、第29条第1項第1号の法令違反及び第3号の全体の奉仕者たるにふさわしくない非行を行った場合に県職員を懲戒処分することができることが規定されている。

しかし、上記のとおり、B、C及びAには法令違反及び非違行為は認められない。

また、勤務成績評価に反映する非違行為も無かったと認められる。

よって、懲戒処分又は勤務成績評価に関連して、給与が過大に支出されているとはいえない。

(9) 一般行政上の行為について

水着撮影会を含む行為許可条件の内容については、一般行政上の意思決定に属するものであるため、本件措置請求に係る監査の対象とはしていない。

(10) その他

水着撮影会の開催にあたっては、公序良俗に反しているのではないかとの県民からの疑念をいだかれぬよう、新たな許可条件のもと、適切に管理運営を行われたい。

以上